

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	廣 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	木 村 千 秋 君
11 番	後 藤 省 治 君	12 番	富 田 栄 次 君
13 番	栗 田 利 朗 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	片 岡 兼 男 君
総 務 課 長	藤 塚 康 孝 君	企画調整課長	小 川 裕 司 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	多 賀 靖 君	都市計画課長	小 森 俊 宏 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	藤 江 和 明 君
会計管理者兼 会 計 課 長	北 村 嘉 彦 君	消 防 主 任	廣 瀬 太 佳 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	学 校 教 育 課 長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	川 瀬 桂 一 郎 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	青 木 隆 一	書 記	石 川 敦 詞
書 記	小 藪 友 香		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（富田栄次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5 番 藤埴理君、6 番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしておりますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（富田栄次君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） おはようございます。

本日トップバッターということで少々緊張しておりますが、議長のお許しをただいま得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

今回の質問は、小・中学校の土曜授業についてであります。

昨年12月、お隣町であります大垣市は、この令和 4 年度から市内小・中学校の教育課程を見直す中で、月に 1 回行われておりました土曜授業の廃止を表明されたことは皆様既に御承知のことと存じます。

土曜授業は、土曜日に豊かな教育環境を提供する方策の一つとして、平成24年頃から文部科学省の検討チームにおいて議論がなされ、平成26年に予算化されてきたと認識しております。その具体的な取組は、各市町村教育委員会や学校の方針の下に進められてまいりました。今年度垂井町の小・中学校においては 5 月、6 月、9 月、10 月、11 月、12 月、2 月、3 月の年 8 回となっており、年 9 回だった昨年度からは 1 回の減と聞き及んでおります。

私が子供の頃は土曜日もお昼まで授業がある環境下でありましたが、平成 4 年頃から段階的に土曜日がお休みになるいわゆる週 5 日制が導入されてきたのを記憶しております。このよう

な経過の中、土曜授業については様々な社会的背景等が影響し、廃止や導入がなされてきたと承知しております。

大垣市のみならず、近隣市町にもこうした取組や議論があるようですが、一方では、曜日に関係なく働かなければならない保護者の皆様の御心配、また教員の働き方改革とも併せて子供たちが安心できる土曜日の過ごし方を考えていかなければならないと思います。それにはGIGAスクール構想の下、コロナ禍も影響して急速に進んだICTが持つ力の活用、学習塾や各スポーツクラブ等民間の力の活用、また常々子供たちの居場所づくりに御尽力いただいている地域のまちづくり協議会等、地域の力の活用がますます必要となっていくのではと考えております。

今回は、こうしたことの活用について踏み込んで御提言させていただくことは時間の関係上控えさせていただきますが、ここ数年、特に先生方や子供たちはもちろんのこと、私たちを取り巻く教育環境が随分多様化した現状を踏まえ、数点お尋ねをさせていただきます。

1. 土曜授業について、その効果や果たす役割はどのようなものであるのか。
2. 教育現場のお声はどのようなものであるのか。
3. 導入当初から現在までに見直し等はされてきたのか。
4. 垂井町として今後の土曜授業はどのようにしていかれるのか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） おはようございます。

木村議員から、小・中学校の土曜授業につきまして4点御質問をいただきましたので、私からお答えいたします。

土曜授業につきましては、議員御紹介のとおり、平成25年に文部科学省の土曜授業に関する検討チームの最終まとめに、土曜日において子供たちに学校における授業や地域における多様な学習、体験活動の機会など、これまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう学校、家庭、地域の全ての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実させる必要があると述べておりまして、その後、学校教育法施行規則の改正により、設置者の判断で土曜授業を行うことができるようになりました。

垂井町におきましては、平成26年度に土曜授業準備委員会を設置しまして、平成27年度には試行的に5回の実施、平成28年度からは年9回の土曜日授業を実施してまいりました。土曜日授業につきましては、地域の皆様から地域の自然、歴史や文化、地域の人々の生き方などを学ぶふるさと教育を行うことや確かな学力につながる補充の学習を行うことを目的としています。土曜日授業は、各地域のまちづくり協議会の皆様をはじめ、稲作や畑での栽培体験、そして地域の文化・伝統などを御指導いただいております皆様の御協力・御支援と、こども見守り隊をはじめ、土曜日の子供の登下校の見守りをさせていただいております皆様、そして、学校に送り出

していただける保護者の皆様の御理解と御協力をいただいで実施できる授業でございます。

この場をお借りしまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

それでは、議員の1つ目の御質問、教育現場の声はどのようなものであるかをまずお答えしたいと思っております。

各学校からは、子供たちが地域の方に親しみや憧れ、感謝の心を持つきっかけとなった。教員も地域の方々を知り、地域の方々との距離が縮まったという声や各教科の復習、学習の習熟が図られたり、ソーシャルスキルトレーニングを行ったり、ゆとりが生まれたという声を聞いています。また、終日は登校できない生徒が半日なので登校できたというような事例も聞いております。

しかしながら、一方では部活動や少年団の試合、あるいは御家庭の事情などにより、土曜日授業に参加できない児童・生徒がいること。そして、週5日制の生活リズムが身につけている子供たちにとりまして、また教職員にとりましても負担になっているという声も聞いております。

2つ目の御質問、その効果や果たす役割はどのようなものであるかについてお答えいたします。

高等学校では、この4月から新しい学習指導要領に沿った教育が始まっております。小・中学校は始まって2年目、3年目になっています。この新しい学習指導要領の基本的な考え方は、変化の激しい時代を見据えて子供たちに必要な資質、能力をしっかりと身につけることができるよう学校の教育目標や目指す子供像などを地域社会と共有しながら連携・協働することが重要であるという社会に開かれた教育課程を実現するというものです。

先ほど御紹介いたしました学校からの声の中に、子供たちが地域の方に親しみ、憧れ、感謝の心を持つきっかけとなったでありますとか、教員も地域の方々を知り、地域の方々との距離が縮まったという声もありました。土曜日授業は、こうした社会に開かれた教育課程を生み出すきっかけとなったと考えております。

その成果を踏まえまして、地域の皆様のお力やお考えをさらにいただきながら、より豊かな学校教育が展開できますよう令和2年度からは全小・中学校をコミュニティ・スクールとすることができました。このことも成果であると考えております。

また、これまでの取組を通しまして、地域の方々にお教えいただく内容を土曜日に限らず、月曜日から金曜日の日課の中で実施するようになったところもあります。

3つ目に、これまでに見直しはしたかという御質問をいただきました。これにお答えいたします。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症のため、3か月の臨時休業を実施いたしました。6月に学校再開以降は授業時数を確保するため、土曜日授業は緊急対応で通常の授業を進めるための時間としてまいりました。その後も、感染状況によりましては通常の授業も行い、授業時数の確保としてもよいことなど、各学校での弾力的な対応をするよう指導してまいりました。

また、令和3年度には西濃地区中学校体育連盟が郡大会の開催をしないと決定され、西濃地区大会に全運動部が参加するようになりましたので、参加する生徒や引率に当たる教員が多数になりました。そこで、今年度は7月の土曜日授業を行わず、8回といたしたところでございます。

4つ目の御質問、垂井町として今後の土曜日授業はどのようにしていくかについてお答えいたします。

議員の御質問の中で、他市町の土曜日の授業の動向をお話いただきました。垂井町は、現在垂井町第2次教育大綱、第2次教育ビジョンに基づきました教育施策を実施しております。土曜日授業につきましては、基本施策3. ふるさとに誇りと愛着を持つ人材の育成の中でも、中心となりますふるさと教育の推進のための具体的方途としまして、地域の教育資源を活用し、ふるさと垂井を学ぶ土曜日授業等の体験的な学習の推進と位置づけているところであります。

この第2次教育大綱、第2次教育ビジョンの計画年度は、2018年度から2022年度としておりますので、今年度が最終年度であります。今年度末には新しい教育大綱、教育ビジョンを策定いたします。

今後は、策定に係ります審議会等を設置いたしまして、学校運営協議会の皆様をはじめ、幅広く御意見を伺いながら、この5年間の成果と課題を踏まえめるとともに、次の5年間を見据えました教育大綱、教育ビジョンの策定を進めてまいりたいと考えております。その際、土曜日授業につきましても検討してまいりたいと考えておりますが、私といたしましては、これまでお答えいたしましたように、土曜日授業を通しまして垂井町のふるさと教育が推進でき、地域の皆様の御理解・御支援をいただけるコミュニティ・スクール設置などの土曜日授業実施当初の目的が達成でき、成果が得られたと考えております。

また、2018年度からの5年間で空調設備の整備やGIGAスクール構想によるICT環境の整備を行わせていただくなど、学校をめぐる環境は大きく変化してまいりました。一人一人に渡しておりますタブレットには、復習のためのドリルソフトが入っています。

また、東小学校が実証校としまして、2年間、県の指導を受けて実践に取り組んでまいりました岐阜県教育委員会が提供しておりますGIFU Webラーニングは、AIを活用しながら間違えた問題があるとどこを参考にし、もう一度振り返るとよいか、どの問題を解いてみればよいかなど助言する機能がありまして、学校でも家庭でも復習や補充学習の一人学びができるシステムとなっております。こうした環境の変化も踏まえまして、土曜日授業を始めた趣旨を大切にしながらも土曜日の授業にとらわれず、教育課程の中に地域の皆様のお力をお借りできる場を位置づけたり、あるいはどうしても土曜日でなければできない授業や行事があれば振替休日を実施したりするなどして土曜日授業を発展的に解消いたしまして、全ての児童・生徒がより効果的に学習できるよう改善することが必要であると考えております。

今後、各小・中学校で開催されます学校運営協議会の委員の方々の御意見も参考にしながらしっかりと検討してまいり所存でございますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し

上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 10番 木村千秋。

再質問をさせていただきたいと思います。

和田教育長さん、御丁寧な御答弁ありがとうございました。

本当に教育現場は、コロナ禍もある中で本当に大変だったと思います。そのような中で先生方にはこれまでふだんできないような経験なんかもさせていただいたのかなということで、子供を持つ親の一人として、こちらこそ感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、ちょっと確認と再質問をさせていただきたいなあと思ったりしておるんですけども、今1、2、3、4という形で数点お尋ねをさせていただいたんですが、その効果や役割とか、現場の声というのも本当に確実に捉えていただいていたと。いろいろと検証もしていただいているということで、そちらに関して、もう本当に安心いたしました。

ただ、4点目の今後、垂井町としてどのようにしていかれるかということで、改善していくということで前向きなお話だったかなと思ったりするんです。これは、土曜授業をいわゆる廃止の方向という形で持っていっただけなのかということをお確認したいなと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 木村議員の再質問、確認にお答えいたします。

先ほど答弁の中でお話ししましたように発展的に解消するという方向性を持っております。ただ、最終的には第2次教育ビジョン策定に当たるところでの最終の詰めが必要であろうと私は思っておりますので、先ほど申し上げましたように今後、特に学校現場で、あるいは地域のお力をお借りする当事者であります方々がお入りになっておられる学校運営協議会の委員の皆様を参考にしながらしっかり詰めていきたいと考えております。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

発展的に解消という形で、いわゆる廃止の方向でということが御明言いただけたかなと思っております。ありがとうございます。

やはり一定の役割を果たしてきたのかなということと、本当に今まで土曜授業の実施におきまして、土曜日にやって困られていた習い事とかスポーツ団体とか、そういうところの影響ってかなり大きかったと思うんです。やっぱりそうしたことも今後、学習塾やスポーツクラブなど、子供を見るプロ集団でありますので、そういったところの御活用ということも、その検討の中には必ずちょっと入れていただけたらありがたいなと思っております。いつ頃、こうした方向で動いているよということを保護者の方々や子供たちに伝えていかれるのかということを確認させていただきたいなと思っております。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように、まだこれから学校運営協議会が開催され、意見を取りまとめるところ、また教育ビジョンの策定に関わります審議会がこれから始まるところでございますので、今いつからということは明言はできかねることを御理解いただければというふうに思っております。教育ビジョンの方向性が定まった段階で適時適切に、保護者あるいは関係者の皆様にお伝えする意向でおりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。承知いたしました。

これから新年度の新しいいろんな計画もありますので、早めに御明示いただけるとありがたいなと思ひまして、これからの教育委員会の様々な動きに御期待申し上げまして、私、木村千秋の一般質問をこれにて終了させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○議長（富田栄次君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 安田功です。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

戦争は知らないと題しまして、学校教育の中で日本が当事者となった戦争をどのように扱っているか、歴史教育において近代・現代をちゃんと教えているかという内容で御質問させていただきます。

昔、戦争を知らない子供たちという歌がはやりました。1970年大阪万博の年に発表されて、翌年ジローズが歌って少しヒットした曲です。それから50年を経て、私たちは平和の歌を歌い続けてきたそのおかげで、戦場に行くこともなく、爆撃やミサイルを経験することもなく平和に過ごさせていただいております。

昨今では、ロシア軍がウクライナに侵攻しております。世界中で感染症が大変な中、今度は生活必需品である小麦粉ですとか、油がどんどん値上げされて電気代とかガス代も大幅に値上がりしております。本当にいらいらするわというのが我々の感情ではあると思います。何とかこの戦争が早く終わらんやろうかと、こういう気持ちは誰もが持っていると思うんですけども、ずっと以前の日本人は戦争はどうやって始まって、どんなことが起きてどうやって終わるかというのを大変よく知っていたと思うんですね。

今から約100年前には、中国大陸、それから日本海などで旧日本軍と帝政ロシア軍が戦火を交えております。また、約80年前には同じく日本の軍隊が中国大陸や東南アジア、南太平洋などに侵攻し、中国、米国、イギリスあるいはソ連、フランス、オーストラリアなど26の国と戦争をしています。なぜ人類は戦争を繰り返し、戦争はどのような理由で始まり、また終結していくのか、この80年前の日本人は身にしみて理解をしていたと思います。

先ほどの戦争を知らない子供たちが世に出た頃ですけれども、私はそのとき13歳、中学1年生でした。ただ、戦争について学校で何かを教えられたり取り上げられたという記憶が全くな

くて、高校生のときは日本史を専攻しておりましたけれども、西南の役、明治時代の頃を最後に、先生がここから後は自分で読んでおいてくださいと、教科書を。何ですかと言ったら、この後は大学入試に出ませんという答えでした。

さて、現代の子供たちはどのように戦争を感じているか、もしくは感じていないか。関心があるのかなのか、学校ではどのように扱っているのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 安田議員から2点御質問をいただきました。

1つ目の御質問、学校教育の中で、かつて日本が当事者となった戦争をどのように扱っているかについてお答えいたします。

年が過ぎるたびに戦争を直接体験された方々が御高齢になられ、戦争の悲惨な体験を直接お聞きすることが難しい時代になってきました。このような状況の中、近代、現代に起こりました戦争を含め歴史を学ぶことは、これからの将来を担う子供たちにとって重要な教育であると認識しております。

歴史とは明確にされた過去の経験であるという言葉がありますように、私たちは過去の歴史を学ぶことでなぜそれが起きたのか、その理由や関係性を考え、その教訓を現在や未来に生かすことができると考えております。

さて先日、不破中学校3年生が広島への修学旅行に行き、帰ってまいりました。リニューアルされた広島平和記念資料館を見学した生徒の感想をお聞きしましたので、御紹介いたします。

広島平和記念資料館には、そのとき広島市内にいた多くの人のことが展示されていました。溶けてしまった瓶、曲がった三輪車、強い爆風と何もかも焼き尽くす熱だったことが分かりました。びりびりになった服も展示されていて思ったよりもひどいものだったことが分かりました。皮膚が焼けて垂れ下がっていてもさまよい歩いた人の姿が想像できて、恐ろしくなりました。一瞬のうちに焼かれてしまった人たち、これまで考えたこともなかった死というものを初めて身近に感じました。

原爆を経験された方の話を聞いて感じたのですが、経験された方が年を取られ、だんだんいらっしゃらなくなってしまうと伝えていく人がいなくなってしまうから、受け継いで次の世代に伝えていくことも平和のためには必要だと感じました。私たちの今の生活がどんなにありがたいことかと強く思うと同時に、これが当たり前が続いていくと置いてはいけいではないか、平和って何だろうと、いろんなことを考えました。私たちが明日もあさっても、その先も安心して生きていけるよう、どう生きるべきかを考えなくてはいけないと思いました。

生徒たちにとりましては、今の生活とあまりにもかけ離れた現実を目の当たりにして感じるものがたくさんあったのだらうと思っています。多くの生徒が時間を忘れ、その場から動こうとしなかったと報告を受けています。

小学校では、6年生の社会科で歴史を学びます。戦争に関わる時代の学習では、10年ほど前

であれば戦争の体験をされた方にゲストティーチャーとしてお越しいただき、お話しいただいたこともよくありましたが、現在は難しいのが現状です。

そこで現在では、当時の様子がよく分かる写真や映像を見せたり、あるいは戦争を体験された方のインタビュー動画を流したりしながら、当時の状況が思い描けるように工夫をしております。もしも、私がこの時代に生きていたらとか、私のひいおじいちゃん、ひいおばあちゃんの頃はとか考えさせて、より身近なこととして学習できるように配慮しております。また、戦争が人々に与える影響を様々な立場から考えさせることで平和を願い、世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を養うことが重要だと考えております。

小学校学習指導要領解説社会編に示されています内容を御紹介いたします。

日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦については、我が国と中国との戦いが全面化したことや我が国が戦時体制に移行したこと、我が国がアジア・太平洋地域において連合国と戦って敗れたこと、国内各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、国民が大きな被害を受けたことが分かることとありまして、またこれらの戦争において我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な被害を与えたことについても触れることが大切であると取扱いを示しています。

中学校学習指導要領解説社会編では、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治、外交の動き、中国などのアジア諸国との関係、欧米諸国の動きについては、我が国の政党政治が行き詰まりを見せ、軍部が台頭して大陸での勢力を拡張したこと、中国との戦争が長期化したこと、国際連盟を脱退した日本が、やがてドイツ・イタリアと三国同盟を結び、アメリカ合衆国、イギリス、そして終戦直前に参戦したソビエト連邦などとの対戦になったことを扱うようにする。

戦時下の国民の生活については、身近な地域の事例を取り上げるなどして戦時体制下で国民の生活がどう変わったかについて着目するとともに、平和な生活を築くことの大切さに気づくことができるようにする。この事項の学習に際しては、世界の動きと我が国との関連に着目して取扱うようにする。

また我が国が多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な被害を与えたこと、各地への空襲、沖縄戦、広島・長崎への原子爆弾の投下など、我が国の国民が大きな戦禍を被ったことなどから、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解できるようにして国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気づくことができるようにすると示されております。

学校では、学習指導要領に示されましたこうした内容が教科書に掲載されておりますので、教科書を活用して指導に当たっているところであります。

なお、教科書はどうしても全国的な内容になりますので、不破中学校、北中学校におきましては、こういう歴史の資料という副読本を準備しまして、これは岐阜県版でございますので岐阜県の内容が分かるような資料も使いながら学習をしております。

2つ目の日本の歴史教育において近代と現代を軽視していないかという御質問にお答えいたします。

先ほど御紹介いたしました学習指導要領解説には、近代・現代として20世紀末頃までの歴史を扱うこととしております。したがって、現在使っておりますこの小学校の歴史、それから中学校の歴史については20世紀末頃までの内容について学習することになっております。

また、現在起こっています様々な課題につきましては、公民的分野の中で世界平和と人類の福祉の増大のために世界の国々ではどのような協力が行われているのか、我が国はどのような協力を行っているのか、地球上には現在どのような問題が存在し、その解決に向けて国際社会はどのような取組を行っているのか等の学習をしているところです。

これがいわゆる公民的な分野、これは中学校の公民の教科書です。現代の問題はこうした教科書の中で取扱いをしております。近代・現代につきましても大切に指導しておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます、またウクライナの平和を願ひまして答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） 御答弁で指導要綱の丁寧な解説をしていただきましてありがとうございます。

私は以前に仕事で中国に滞在したことがあるんですけども、大連におったときに友人がちょっと時間ができたというか、休みの日になったもんで旅順港に連れて行ってやろうということで連れて行ってもらったことがあります。私はせっかく平日の休みなんですいてるビーチでまったりしたいなあなんて思っていたところなんですけれども、嫌々ついていったわけなんですけれども、現地に行ってその高いところからその古戦場を見渡せるような展望台なんかがありまして、そこに立ったとき本当にもう言葉を失いました。日清・日露戦争の古戦場だったわけなんですけれども、こんなところを日本の兵隊が重い鉄砲を抱えて走り回ったのかと思うと、本当に感慨が深かった思いであります。

昭和時代には、我々がまだ少年・青年だった頃に、もはや戦後ではないというようなフレーズ、言葉が世の中に蔓延したことがありますけれども、今現在は戦後ではなくて、もう戦前であるというような話をする専門家もいるわけであります。私もそうなのかなあとちょっと思うところあります。

話が長くなりましたけれども、これで私の質問は終わらせていただきたいと思ひます。御答弁は結構です。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従ひまして一般質問をしたいと思ひます。

私のほうから、次の2点につきましてお伺ひしたいと思ひます。

まず1点目でございますけれども、飼い主のいない猫対策について。

2点目は、若年性認知症について、以上2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますが、飼い主のいない猫対策についてであります。

猫は、人に直接身体的危害を加えることはほとんどないわけですが、その愛らしい姿には親近感を覚える人も多いことと思います。また最近では、ネコノミクスという言葉もあり、その経済効果にも注目が集まっているようですが、その一方で、飼い主がいない猫、いわゆる野良猫が引き起こす問題としてふん尿被害や鳴き声問題などがあることも事実でございます。

そこで、こうした問題もあることから、A市においては、地元の獣医師の方々と協力して市民が持ち込む飼い主のいない猫、いわゆる野良猫への不妊・去勢手術を無償で行う取組がなされています。幸い垂井町においても、既に飼い主不明な猫不妊手術費助成金交付要綱が設置され対応していただいておりますけれども、増え過ぎた野良猫の繁殖を抑制することで、ふん尿被害など野良猫の起こす環境衛生の問題や殺処分の問題を動物愛護の観点から解決するためのものであります。特に生まれたばかりの子猫の場合、譲渡も難しいため、生まれてくる野良猫の子供を減らしていかない限りは殺処分消滅の目標達成は難しいのではないかと思います。

野良猫に関しては、野良犬のように法令に基づき保健所などが捕獲や収容をすることができません。多くの自治体では解決が難しい案件として野良猫問題を抱えています。解決策としては、飼い主不明な猫不妊手術費助成金を利用しながら対応していかねばならないと思っておりますけれども、飼い主のいない猫対策として、町はどのような対応や対策をお考えなのかをお伺いしたいと思います。

次に、2点目でございます。

若年性認知症についてであります。

人生100年時代と言われる日本において、もはや誰もが認知症になってもおかしくない時代となりました。厚生労働省によると65歳以上の高齢者のうち、認知症を発症している人は推計で15%で、2012年時点で約462万人に上ることが調査で明らかになっております。そして、団塊の世代が75歳以上になる2025年には730万人へ増加し、実に5人に1人が認知症を発症すると推計されます。

そんな中、65歳未満で認知症が発症した場合、若年性認知症と言われますが、一般的に高齢者の重度な認知症のイメージと個人差がある若年性認知症の方の現状はギャップが大きくて、社会に十分認識されていないというのが現状でございます。働き盛りの人が発症する若年性認知症については65歳未満で発症することや症状に個人差があることなどの啓発を町民の皆さんに周知していかねばならないと思っております。

そこで、町としてはどのように周知に取り組んでいるのかをお尋ねいたします。

また、町と家族の会をはじめとした当事者、家族と行政の連携を迅速に進め、若年性認知症の問題解決を進めるために取り組むべき点としては、就労継続支援と移動支援がありますが、若年性認知症は働いている人が発症することが多く、受けられる傷病手当金は在職中しか手続

ができなく、それを知らずに退職してしまうと受けられるはずであった社会保障が受けられなく、不利益を被ってしまいます。

若年性認知症の方は作業能力があり、勤労意欲もあることが多いことなどから、現在の職場にサポートを受けて残れるような道を模索しながら、それが難しい場合などは経済的に困窮することを防ぐため、在職中からスムーズに就労移行を進めることが重要であると思います。

就労移行支援事業の事業所の利用は、会社に籍があって法制度上は利用ができることになっていると思いますが、しかし、自治体によっては若年性認知症で退職を前提として認めているなどの取扱いをしている場合もあると思います。

また、休職中であっても前の会社に籍があると就労継続支援A型、B型事業所の利用を認めない自治体もあるそうですが、そこで、こうした若年性認知症の方が経済的に困窮することのないように、スムーズな就労移行ができるようにさらなる支援を進めるべきと考えますけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

それから、誰もが気軽に安心して交流の場に行けるような移動支援も必要ではないでしょうか。町として現状を把握して支援すべきと考えますけれども、その見解をお伺いしたいと思います。

垂井町が若年性認知症に対する取組で最先端の自治体となるべく、若年性認知症を抱えていてもフレンドリーな社会を実現するために前向きな答弁をお願いしたいと思います。

以上、2点につきまして質問しますが、分かりやすく丁寧に御答弁をくださるようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） 乾議員からの1つ目の質問、飼い主のいない猫対策についてにつきましてお答えさせていただきます。

ペットとして飼われている猫は一般社団法人ペットフード協会の調査では2017年に猫が犬を抜いて1位となり、愛らしい家族の一員として共に過ごすことで心が癒やされてみえる方々も多いかと思えます。反面、飼い主がいない猫については、全国的にも様々な問題となっておるところでございます。

当町におきましても、ふん尿、発情期の鳴き声、庭や車にいたずらをされるなど、そういった報告や相談を度々受けておるところでございます。猫の被害で困っていらっしゃる方は、猫に餌を与えている人がいることを原因だと思っていられることが多いため近隣住民同士でトラブルとなりがちです。しかし、愛護動物である猫については、狂犬病の危惧される犬とは異なり捕獲をすることができません。

担当としましては、相談者の情報から職員が現地周辺の見回りを実施し、餌場やふん尿を確認します。現場で飼い主のいない猫に餌を与えている人がいた場合には、飼い主のいない猫が生まれ、結果として不幸な猫が増えることにつながるため置き餌をしないこと、御自身の敷地

内に猫トイレを用意していただくなど、守ってほしいルールを説明させていただいております。その際、飼い主不明な猫の増加を抑制し、快適な生活環境の保持を目的とする垂井町飼い主不明な猫不妊手術費助成金交付要綱についても併せて御案内をさせていただいております。

現行制度を周知・活用し、併せて県の地域猫活動支援事業も周知しながら対応してまいります。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

〔健康福祉課長 酒井明美君登壇〕

○健康福祉課長（酒井明美君） 乾議員の2つ目の御質問、若年性認知症についてお答えをさせていただきます。

認知症は一般的には高齢者に多い病気ですが、18歳から64歳までに発症した場合に若年性認知症と言われております。高齢者の認知症が女性に多いのに比べ、若年性認知症は男性に多いのが特徴の一つでございます。また、若年性認知症の発症年齢は平均で51歳と言われており、疲れや更年期障害、あるいは鬱状態など、他の病気と症状が似ているため即座に若年性認知症に結びつかず、診断されるまでに時間がかかる場合が少なくないようでございます。

さて、御質問の1点目、町として若年性認知症についてどのように周知に取り組んでいくのかについてでございますが、健康福祉課では広報「たるい」に毎月地域包括支援センターのページを設け、様々な啓発や周知、情報提供を行っており、認知症に関する周知も例年ここで行ってまいります。

また、令和3年度には認知症施策を拡充する一環として、広報「たるい」7月号において「認知症は、身近な存在（もの）」と題し、認知症をより身近なものとして考えていただくように政策の周知だけではなく、認知症の方や周りで支える御家族の思い、地域の専門医からのアドバイスなど5ページにわたる特集を掲載いたしました。

この中では、若年性アルツハイマー型認知症となられた男性と、その配偶者の方にもインタビューさせていただき、発症から現在に至るまで御夫婦が病気と向き合ってきた中での御苦労や不安な気持ち、またほかの方へ伝えたいことなど、若年性認知症の当事者ならではの視点から御紹介をさせていただくことができました。今後も、特有の課題が存在する若年性認知症も含めた認知症全体に関する積極的な周知・啓発に取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問、スムーズな就労移行ができるようにさらなる支援をすべきと考えるが、その見解はについてでございます。

認知症と診断され、一定の状態にあることが認定された方は、精神障害者保健福祉手帳などの取得が可能となります。就労移行支援事業は、そのような障がいをお持ちの方の社会参加や就労サポートを行う障害者総合支援法に基づく通所型の福祉サービスです。就労の継続には様々な形があると思いますが、就労移行支援事業所におきまして必要な方々の状態に合わせ職業訓練や就職活動のサポートを受けていただくことは大変重要な支援であると認識しておりま

す。

現在のところ、若年性認知症の方からの就労継続の相談について当町での事例はございませんが、個々の状況を把握し、本人や御家族の希望に沿いながら適切な支援が行えるよう努めてまいります。

なお、議員御心配の就労移行支援事業所、就労継続支援A型、B型事業所の利用につきましては、休職中であっても利用することは可能であり、退職を前提としていることはございませんので、御安心いただきたいと思います。

次に、3点目の移動支援の現状について現状を把握し、支援すべきと考えるが、その見解はについてでございます。

こちらと同じく障がい者施策の一つとして、障害者総合支援法のサービスのうち、地域生活支援事業において移動支援事業がございます。社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時の支援として利用していただくサービスでございます。サービスの利用には、手帳の取得など一定の条件がございます。このほかにも若年性認知症の方が利用できる支援はございますが、支援を利用していただくための第一歩は医師の診断でございます。

一方で、まだまだ認知症は高齢者の病気であるとの先入観から、医療機関への受診になかなかたどり着かないのも現状でございます。年齢が若くなるほど、その傾向も強くなると考えられます。今後とも、若年性認知症も含めた認知症についての正しい理解を深め、早期に医療受診につなげ、また支援が行えるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 答弁ありがとうございました。

まず野良猫対策について再質問したいと思います。

先ほども説明があったかと思いますが、本町での飼い猫及び野良猫の問題に対する苦情とか、その内容については教えていただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 乾議員の再質問にお答えさせていただきます。

猫に関する苦情ということで、令和2年度4件、令和3年度6件、令和4年度につきましては、現在6月現在ですが2件ということで、こちらなんですけど案件で件数をカウントしておりますので、猫で困ってみえる方というのは度々電話をされる方も見えますので、案件として2件ということで御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） それでは、町内におきまして現実にその野良猫に対する苦慮しておられる地区もあるとお聞きしておりますけれども、そういった現状なんかは把握しておられますでしょうか。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 乾議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほど申しあげました令和4年度の2件、この2件のうち、この現場につきましてはその地区に赴きまして、やはり餌をやってみえる方が近所に見えるということで、その餌をやってみえる方の現場でお話をお伺いし、先ほど申しあげました猫のそういった規則的なことを説明して結果的にそういった猫が増えちゃうこととなりますのでということで、その方と今お話を続けている最中というような状況でございます。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

垂井町の飼い主不明猫不妊手術費助成金交付要綱は、令和2年3月に制定をされましてまだ間もないということもございまして、なかなか住民の方にも十分浸透していない状況ではないかと思うんですけれども、今後広報とかホームページあるいはポスター、チラシで、これは一つあったんですが、所有者のいない猫の適正マニュアルというようなもの、こういうものも作っていただいて周知・啓発をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺はどうでしょうか、お伺いします。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 失礼します。

今おっしゃられた令和2年にこの要綱、一部改定しておりまして、実は平成25年からこの要綱はございました。ただし、令和2年のときまでには飼い猫も含めてそういった不妊手術をするという要綱になっておりまして、かなりの飼い猫のそういったものにも活用されたということで、現在困っておるのは飼い主の不明な、いない猫についてということで令和2年にそちらのほうを改めて、また費用につきましても一部1,000円ずつの雄猫ですと去勢ですし、雌猫ですと避妊ということで、それぞれ1,000円ずつの補助の金額もその際見直させていただきました。

やはり、この要綱で利用される方と、そういった本来野生の動物が持っている機能をそういったことで手術されるということに抵抗を示される方も中には見えますので、窓口で相談に来られたときにはその旨も伝えつつやっておりますが、こういった仕組み、県下の中では実は7市町の非常に先進的にやっておる案件かなとは思っておりますので、議員おっしゃるとおり、今後は周知、広報等も力を入れてやってまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

今も苦情等、いろいろ御説明いただきました。動物愛護という観点を考えまして、飼い主のいない猫に対する条例の制定も視野に入れていただきながら検討をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（富田栄次君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 乾議員の再質問にお答えさせていただきます。

条例も視野にということで御提言いただきました。今後、そういったことも視野に調査・研究に努めながら検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ぜひお願いをしたいと思います。

それでは次に、若年性の認知症についてでございます。

先ほども御説明等ございましたが、若年性の認知症を含めて認知症というのは誰もがなる可能性がございます。1つ提案でございますけれども、家族がなった場合、物すごく不安になりますけれども、例えば小学校とか、中学校の子供たちに認知症って何というようなことで、そういった内容で学校の道徳の時間などを利用して子供たちに認知症について学ぶことも大切であると思います。町内には認知症に対する専門の先生がお見えになります。小学校の低学年、高学年、中学生に勉強してもらう機会を与えていただいて、少しでも認知症というものを理解してもらおうということが必要であると思いますけれども、ぜひ授業の中で取り入れていただくことについてはどうでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 学校の授業の中で取り入れてはという御質問でございますけれども、またこれもどういう内容をどの学年で指導すべきなのかということについてもまだ具体的に描いておりませんので、その辺りも含めて検討しまして考えてまいりたいと思っております。よろしく御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） ありがとうございます。

それで、これも実は大分県臼杵市でしたかね。みんなで取り組む認知症条例というのを策定しております。ぜひこれも併せまして、条例の制定に向けて視野に入れていただきながら検討していただきたいと思っておりますけれども、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（富田栄次君） 健康福祉課長 酒井明美君。

○健康福祉課長（酒井明美君） 乾議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの飼い主のいない猫対策の条例と同じく、ほかの市町の動向、こういったものをということも視野に入れながら検討させていただきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） いずれにしても、それぞれ検討していただくということでございました。検討でございますので、検討していただきましたらその経過、あるいは進捗状況、こういったものも含めて御報告いただきたいと思っておりますけれども、その点よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） 議長から質問の許可を得ましたので、早速始めたいと思います。

設置間もない都市計画課における取組事業の戦略についてという題でございます。

建設課から分離独立して、新たに都市計画課が本年4月に設置されました。まだ日が浅いながら、事務分掌に基づく日常的な事務処理は当然として、短期・中期・長期にわたる各種施策の優先順番や進め方構築や到達点、構想づくりに最大を尽くされている中だと思いますが、手戻りとならない事項につきましては、既に行動を起こされているところだと推察をいたします。

一方、町における都市計画指針の一大計画として、垂井町都市計画マスタープランが昨年令和3年ですけれども策定されていますので、その計画を中心に取組の現況と展望を都市計画課長にお尋ねをしてみたいと思います。

なお、大変多岐にわたるマスタープランのうちでございますけれども、都市計画公園朝倉運動公園内のプール廃止方針の住民周知も含めた取組方法と、本町においてもニーズの高い乳幼児向け複合遊具の設置や雨天時退避ドーム型テント設置、体育館の耐震化、管理棟・園内トイレの改修などなど、公園の再整備の展望について。

また、都市計画道路府中栗原線、これは県道養老垂井線とも言っておりますけれども、この府中栗原線から当庁舎への進入交差点並びに町道宮代121号線、これは旧郷鉄工所の西側に新設されました、途中でストップしておりますけれども、その道路のことでございますけれども、それらの右折車線の整備の展望について。

それから、これも郷鉄工所西側の市街化調整区域、これは国道から新幹線までの場所を指すわけでございますけれども、この市街化調整区域の商業施設誘致の現況、取組についてお伺いしていきますけれども、これらは特定事項であります、トータル都市計画マスタープランの諸事業の中に含めて、特にここら辺の方向性、取組をお尋ねしてみたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 若山議員の大きな1点の質問、設置間もない都市計画課における取組事業の戦略について、私のほうから包括的にまずお答えをしたいと思います。それぞれ個別具体的な3点の質問につきましては、担当所管のほうから後ほど御回答したいと思います。

まず垂井町の行政組織としての都市計画でございますが、遡りますと過去には昭和49年から60年まで設置されていたことがございます。少しその時代背景をひも解きますと、昭和29年に1町6村が合併をいたしまして新たな垂井町が発足いたしました。その行政拠点としての役場につきましては、昭和30年に旧不破郡役所の建物に移転をいたし、昭和41年には同じ場所で現在の旧役場庁舎に建て替えられたところでございます。昭和33年には、垂井町工場設置に関する条例が制定されまして、昭和30年代から40年代にかけて積極的に工場誘致を進められ、多く

の企業、事業所が垂井町に進出をいたしたところでございます。現在に至るまで、その製造品出荷額につきましては、県内の町村でトップクラスを誇っておるところでございます。工場誘致の施策につきましては、垂井町の産業発展と雇用の確保に大きな役割を果たし、垂井町発展の基礎となっておりますところでございます。

また同時に、この時期には町の様々なインフラ整備も進められまして、昭和40年代、50年代にかけて多くの公共施設が建設されてまいりました。公共交通の中心となる垂井駅につきましては明治17年に開業いたし、昭和40年には新駅舎が完成し、平成7年には現在の垂井駅自由通路橋、橋上駅が完成をしたところでございます。高度経済成長、好景気を時代背景とした発展の中には、まさに現在に至る町の骨格が形づくられ、垂井町の社会基盤が整った時代でございました。

このような時代背景の中で、垂井町の都市計画につきましては、昭和36年に垂井町都市計画区域の決定、昭和46年には都市計画区域の変更、市街化区域と市街化調整区域、いわゆる線引きを決定いたしまして、その時代の人口増加、産業の発展とともに、ややもすると無秩序な都市形成になり得た時代の中にありまして垂井町の秩序ある発展に大きな役割を果たしてきたところでございます。

行政の大先輩諸氏からは、昭和39年東京オリンピックに併せて整備されました東海道新幹線により垂井町の南北が分断される可能性があったけれども、都市計画を決定していたからこそ分断されることなく新幹線の下に道路を通すことができたこと、そのように聞き及んでおるところでございます。まさに垂井町の都市計画がその時代にあった役割を果たしてきたこと、そのように認識、考えております。

現在、垂井町を取り巻く状況は大きく変わってまいりました。その中で町にとって最大の課題は、何も垂井町のみならず人口減少への対応でございます。コンパクトシティへの転換、気象変動に伴う水害の頻発化、地震発生危険性の高まりによる防災・減災対策、SDGs、脱炭素社会、デジタル化社会への取組、アフターコロナ対策などなど、これまで誰も経験したことがない社会構造の変化に対応したまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

こうした大きな変化に対応するため、そうした視点から新たなまちづくりを進めるために、今年度に都市計画課を新たに設置したところでございます。既に御案内のとおり、垂井町の都市計画につきましては、その基本的な方針となる垂井町都市計画マスタープランを令和元年度、2年度の2か年かけて見直しを図ってまいりました。このマスタープランにつきましては、令和12年を目標年次としております。プランの方針に基づき、垂井町を取り巻く現状と課題に対応した取組を進めていくこととしております。

その取組の中で、議員からは先ほど特定事項として、より具体的な御提案を含めた3点の御質問をいただいております。担当課長からそれぞれ回答させていただきますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

〔都市計画課長 小森俊宏君登壇〕

○都市計画課長（小森俊宏君） 私からは、若山議員御質問の設置間もない都市計画課における取組事業の戦略について、その取組の現況と展望につきまして特定事項として、より具体的な御提案を含めた3点の御質問をいただいておりますので回答させていただきます。

1点目、都市公園朝倉運動公園内のプール廃止方針の住民周知も含めた取組方法と本町においてもニーズが高い幼児向け複合遊具の設置や雨天時退避ドーム型テント設置、体育館の耐震化、管理棟・園内トイレの改修等々、公園の再整備展望についての御質問でございます。

朝倉運動公園は、昭和49年に都市計画決定された都市計画公園の運動公園としてこれまで計画的に整備されてまいりました。町民プールにつきましては昭和53年に整備され、昭和57年には子供用プールが増設されています。既に整備されてから40年以上が経過しておりまして、今後も町民プールを継続していくためには大規模な改修が必要になります。このため、現状の利用状況も鑑み、廃止の方向性を示させていただきました。加えて、体育館やテニスコートなどの施設も耐震性の不足や老朽化が著しい状況であることから、町民プールの廃止を機に朝倉運動公園全体の再整備、リニューアルについて検討を進めていくこととしております。

この検討を進めるに当たりましては、今年度庁舎内に検討委員会を立ち上げたところでございます。今後、議論を進める中で、議員御提案の各施設の在り方や新たに導入する機能等につきましても検討してまいります。また、議論の過程では都市公園としての基本的な事項を整理するとともに、住民の皆様をはじめ、関係部署、関係機関等と連携を図りながらハード・ソフト両面からの検討を加え、より魅力的な利便性の高い公園に生まれ変わらせていきたいと考えております。

2点目の都計道路、府中栗原線から庁舎への進入交差点並びに町道宮代121号線交差点の右折車線新設の展望についての御質問でございます。

この道路は、マスタープランにおきましても養老サービスエリアスマートインターチェンジへのアクセス道路であるとともに、町の中心部を通る南北軸であり、南北方向の骨格を形成する主要な道路として位置づけております。

先ほど御質問の中でもございましたが、この道路は岐阜県が管理します県道養老垂井線として認定されておりますことから、御質問の進入交差点、右折車線新設の検討を進めるためには県との協議が必要になります。現在、具体的な計画は持っておりませんが、庁舎周辺の都市機能集積拠点づくりの取組の中で、議員御質問の3点目でございます商業施設の進出の状況にも関わってくることはございますが、そのような状況に応じまして県との協議を進めていく必要があるというふうに考えております。

3点目の旧郷鉄工所西市街化調整区域の商業施設誘致の現況についての御質問でございます。

マスタープランの重点戦略の中では、庁舎周辺において市街地の再構築を行うため、市街化区域の拡大の手法により商業施設等の都市機能を集約した都市的土地利用を検討し、拠点形成を推進するとして位置づけております。このマスタープランにより、この土地における町の利

活用の方針が示されましたことで、このエリアに出店を希望する企業から相談があることは事実でございます。まだこの場で詳細を申し上げることは控えさせていただきますが、町といたしましてはマスタープランの方針に基づき、着実に慎重に取組を進めてまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

先ほど触れさせていただきましたとおり、垂井町を取り巻く状況は垂井町都市計画区域が設定された当時とは大きく変化してまいりました。その課題に対応するため、具体的な取組としてマスタープランでは4つの重点戦略を設定いたしました。

1. 庁舎周辺での都市機能集積拠点づくり、2. 庁舎跡地の利活用による交流拠点づくり、3. 幹線道路沿道における産業用地の確保、4. 市街化調整区域での地域コミュニティ維持のための対策の4つでございます。

この重点戦略の方針に基づき現在取り組んでおります事業は、市街化調整区域、特に人口減少が著しい栗原・岩手地域において地域コミュニティの維持を図るため、町外からの新規居住者の受入れを可能とする地区計画策定に向けた取組をスタートしたところでございます。

今年度は、栗原・岩手地域の現状や課題を把握するため、栗原・岩手地域全世帯へのアンケートの実施や様々な課題に対するまちづくり勉強会などを進めてまいります。市街化調整区域につきましては、そのほかの地域からも様々な御要望をいただいておりますが、まずは地域が市街化調整区域で形成されており、人口減少が著しい栗原・岩手地域での取組を進めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

一方で、市街化区域の中でも人口減少を背景に空き家等が増加するなど様々な課題が生じてきており、有効な土地利用を図りながら住宅施策など市街化区域内のまちづくりについても取り組んでいく必要があると考えております。

令和元年に役場がこの地に移転しました。垂井町の役場が移転したのは昭和29年に1町6村が合併してから初めてのことでございます。垂井町にとりましては大変大きな変革であり、この機を捉え、庁舎周辺そして旧庁舎跡地、中山道、相川河川敷、垂井の泉、垂井駅周辺の連携を含め、広い視野で捉えたハード・ソフト両面からのまちづくりの議論が必要であるというふうに考えております。それぞれの地域のまちづくりを検討しながら、それを垂井町全体の活性化へとつなげられるような取組を進めることが重要になります。

当然、都市計画課だけで進めることはできません。他の関係部署、関係機関としっかりと連携しながら進めていく必要があります。今年度が都市計画課のスタートの年でございます。垂井町の将来を思い描きながら、議員の皆様、町民の皆様と一緒に都市計画事業に取り組んでまいりますので、御理解・御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

都市計画課長ということでお願いをしておったら、町長までお出ましをいただいて過去の経

緯から現在に至るまでのいろんな取組、心意気をお聞かせいただいたところでございますし、新任課長であられる都市計画課長、しっかり取り組んでいくというように酌み取れたわけでございますけれども、再質問としてより具体的な話に入ってまいりたいと思いますけれども、実は、都市計画マスタープラン、これは全戸に配付されたかどうか分かりませんが、その中にもございます都市計画道路等の整備方針については、都市間軸と地域間軸ということに分けて、都市計画道路、国道21号やら大垣関ヶ原線、府中栗原線、これは重複して一般県道養老垂井線でございますけれども、主要道路岐阜関ヶ原線、都市計画間軸としては4路線がございます。

その他、地域間軸として、栗原青野線やら川合垂井線、府中宮代線以下4路線、合計地域間軸として6路線、合計10路線があるわけでございますけれども、とりわけその中での、垂井町の地図を思い浮かべていただきますと、縦横の幹線といいますと骨格幹線といいますと、国道21号線と先ほど来土俵に上げております府中栗原線でございます。この府中栗原線は県道でございますので、どちらかという県任せの発想にならざるを得ない状態で、現状はそんなような状態だと思っております。

ところが、町としてはスマートインターにも直結しますし、国道さらに北部のほうへと工場を進出されたところの利便性も含めると非常に南北軸として重要な路線でございます。こちら辺の町の熱い思いと県の取組等に乖離があるのではないかと。月日や時間がかかり過ぎるんですね、いろんな問題について。交差点改良やら拡幅問題、さらに町が進めようとする郷鉄工所西側の商業施設誘致に関しては、必ず右折車線がないと大変な交通渋滞にもなるおそれもあるというようなことです。

そこら辺についての町として県と協議するとおっしゃってございますけれども、町単独で事業ができ、県の負担金をいただくという逆転発想的な手法は取れるや否や。まず、その点からお尋ねをしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

○都市計画課長（小森俊宏君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず垂井町の都市計画道路につきましては、8路線計画決定されておりました、総延長約29キロメートルになります。整備延長は約18キロになっておりました、進捗率は62%という状況になっております。

先ほどもちょっと触れさせていただきましたとおり、都市計画道路の多くも高度経済成長期に計画された道路でございます、近年の人口減少の中でこの社会状況の変化を踏まえますと必要性が変化しつつある路線につきましては、見直しを検討する段階にあるというふうにご考えておるところでございます。

具体的に、都市計画道路府中栗原線につきましてはの御質問でございます。

この道路につきましては、町の南北と北部を結ぶ重要な路線でございます、現在におきましても通勤・通学のため、朝夕の渋滞が発生しているという状況は認識しているところでござ

います。県に対しましても、以前から4車線化の要望を行っているところでございますが、平成27年度の交通センサスによりますと、1日当たり通過量が8,367台ということで道路構造令の設計基準、交通量の1日につき9,000台から1万2,000台の基準に達していないことから事業化は難しいとの回答を受けております。

その中で町では、これは議員も御存じかと思いますが、平成25年度に府中栗原線拡幅整備検討資料作成業務というものを実施しておりまして、その中で将来の交通量を試算しております。その試算の条件設定は、養老サービスエリアスマートインターチェンジの整備に伴う交通量の増加、工場開発による交通量の増加、商業地開発による交通量の増加を条件に設定し、その推計では1日当たり約1万6,000台の将来交通量を推計しているところでございます。この条件設定は、現在少しずつではございますが整いつつあるというふうに考えておりまして、さらにつけ加えますと垂井町役場がこの地に移転しているという条件が追加をして見込む必要があると考えております。

先ほど答弁の中にも申し上げましたが、このような事業の推進による環境の変化に応じて将来の交通量の変化などを予測し、状況に応じて議員御提案のことも含めて県と協議を進めていく必要があると考えています。そのような中で、現在は現状の渋滞緩和のために交差点改良事業を重点要望しておりまして、宮代の庭田交差点改良、これは右折線の設置でございますが、このようなものに取り組みながら県と町で工事着手に向けた事業を進めているところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 時間が刻々と参っております。

今言いましたけれども、時間、日時がかかるということで、府中栗原線でございますけれども、これは町が事業主体になることはできないんですかという端的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（富田栄次君） 都市計画課長 小森俊宏君。

○都市計画課長（小森俊宏君） お答えさせていただきます。

これは、垂井町の都市計画で決定した都市計画道路でございますので、町単独でいこうと思えばできるということでございますが、県の認定された道路でもございますので、その協議に当たっては当然県のほうとしっかりと連携していく、調整していく必要があるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 4番 若山隆史君。

○4番（若山隆史君） 最後でございますけれども、この都市計画マスタープランは非常に多岐にわたる中身の濃い計画でございます。特に、都市まちづくり方針につきましては7つの方針が定められております。それをひも解きますと、福祉関係以外ほとんどこのマスタープランの概要にも掲載されているところでございます。これを一つのバイブルとしてしっかりと町の諸施策を展開していただきたいと思いますというふうに思っております。

先ほど検討委員会を立ち上げられたということなんですけれども、これは規程にもございませぬけれども、経営統合会議設置規程の中での検討委員会だと思ふんですけれども、ぜひこの都市計画、垂井町のまちづくり、これを進めるに当たっては都市計画課のみならず、建設、産業、企画、総務、本当に福祉関係以外の各課が連携、綿密、連合を図らなければなかなかいい方向に進まない。あわせて、一方でそういった協議をすることによってしっかりと役場内醸成も図られると、要するに職員一丸となって事業を進めていく土壌ができていくというふうを感じるわけでございます。

答弁はよろしいんですけれども、垂井町マスタープランに記載された事項、何度も言いますけれども垂井町のまちづくり政策の根幹をなす一大計画でございます。所管課たる都市計画課のみならず、全課一丸となってぜひぜひ、取組・協議して、内容の濃い施策として実施、実現していただきますよう大いに期待を込めながら一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君）　しばらく休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時34分　休憩

午前10時45分　再開

○議長（富田栄次君）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

5番　藤埴理君。

〔5番　藤埴理君登壇〕

○5番（藤埴理君）　議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

私のほうからは、垂井町における特色ある教育の充実と題して行いたいと思っております。

1980年代以降ゆとり教育が始まり、1990年代には週休2日制の導入となり、さらに2000年代には学校5日制に至るまで、学校教育は大きな変革を遂げてまいりました。それから土曜授業の実施というのは、先ほど木村議員が申されたとおり、最近はそのような形で学校教育が進められております。

子供たちにとって詰め込み教育のひずみが指摘をされて、必須科目の削減と体験型教育の実施など、子供たちにゆとりを感じられる教育をと目的にされてきました。私が子育てに奮闘していた頃を思い返してみると、1990年代、働き盛りの我々親世代が子供と向き合うゆとりがあったのかと、ふと疑問に思うことがございます。私自身は、特に仕事に追われてなかなか子供と一緒に過ごす時間も取れない頃、学校週休2日制が始まった頃と重なっております。子供たちにとってのゆとり教育時代は、親と過ごす時間も含めて充実した学校生活につながったのではないかと反省しています。ゆとり教育の本来の目的は、親子が共に過ごす時間イコール家庭教育にあったのではないかと思う今日この頃です。

私の話はさておき、こうした時代を経て、現在の教育制度があると思っております。

そこで、私がPTA会長をやらせていただいた当時、学校に登校できない児童・生徒は、僅かながらも年々増加傾向にあったと思います。現在も不登校児童・生徒はいると聞いておりますが、個別案件ではなく相対的に、登校できない児童・生徒に学校としてどのような対応をされているのか、今回はお聞きしたいと思います。

当時の不登校となった児童・生徒のクラス担任の先生は、相当な時間を費やして努力をされていたように思います。本人はもちろん、保護者との面談を通して、意思の疎通など多くの時間を割かれていたと感じております。現在も変わることなく対応されていると思われませんが、この御時世、当たり前の働き方改革となった影響も大きく、時間のない中での対応に苦慮されていると推察いたします。

先日、5月24日付の岐阜新聞の記事に、不登校特例校の設置促進の見出しが目にとまりました。記事によりますと、特例校の設置では多様な教育機会の提供ができ、特例校としての活用メリットがあるとあります。しかしながら、全国における公・私立、小・中・高で僅か21校が指定されておるにすぎません。現状に即した十分な教育提供となっているのか、非常に疑問に感じるところです。

特例校の整備は、国や自治体の努力義務となっているためになかなか進まないのが現状のようです。垂井町にとっても、指定校の設置よりも各校で個別指導のできる体制強化のほうが現実的ではないかと考えます。

ところで、ここ数年GIGAスクール構想に基づいたICT環境の充実を図ってきました。コロナ禍において、リモート授業も可能な状況となりつつあると思っております。垂井町の教育現場においても、不登校となった児童・生徒と在籍するクラスが、オンラインによるリモート授業も十分可能なのではないのでしょうか。仮に、児童・生徒が将来登校できるようになったときには、同じ授業を受けてきましたので、クラスにも溶け込みやすい環境となるのではないかと考えます。

また、不登校となっている児童・生徒の中には、特定の分野に優れた能力を発揮できる子が多いのかもしれない。その子供の才能や特技を伸ばすことができれば、仮に社会とのつながりが苦手な子であったとしても、将来その分野で才能を開花させることができるのではないかと思います。

以前の私の一般質問の中で、プログラミング教育の充実を図ってはどうかとお尋ねをいたしました。ICTを活用したデジタル教育を充実させる垂井町を目指していくべきではないかと、以前にも増して感じておるところであります。

昨年度発表されました「垂井町の教育」の中にある方針と重点では、個の実態に応じた指導、援助の工夫、改善を図るや、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援体制の充実を図ると明記されております。他市町に引けを取らない垂井町の教育としていくために、デジタル時代に対応できる教育の充実を図ると掲げてもよいのではないのでしょうか。将来的には、ICTを活用したデジタル教育を通して、デジタルに特化・適応できる能力のある人材育成こそが、垂井

町への企業進出にもつながる可能性もございます。今後の企業誘致活動にも必ず結びつくものと思われま。大手企業も、コストの高い都心部より自然豊かな地方に目を向け、リモートワークによる働き方を選択する時代に突入しつつあるのではないかと考えております。

垂井町に人材あり、この看板を掲げるために、さらなる特色ある教育の充実を図らねばならないと確信をしております。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ、現在の不登校児童・生徒の推移はどうなっているのか。児童・生徒数が以前よりも減少している現状から推察するとその比率は増加しているものと考えられますので、その点についてお尋ねいたします。

2番目に、現状、不登校児童・生徒への個別支援はどのようにされておるのですか。

3番目、不登校児童・生徒にリモート授業などの積極的支援のお考えがあるのかお尋ねします。

最後に4つ目、プログラミングなどデジタル時代に適応できる教育を掲げて、デジタル教育に特化した垂井町の教育を目指すお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 藤埴議員から、垂井町における特色ある教育の充実につきまして4つの御質問をいただいておりますので、私から順にお答えいたします。

1点目の御質問、現在の不登校児童・生徒の推移はどうなっているのかについてお答えします。

文部科学省が毎年実施しております児童・生徒の問題行動、不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査では、年間30日以上の不登校状態の児童・生徒の数を集計しまして、1,000人当たりの不登校児童・生徒数として、令和2年度分まで公表されております。この調査では、平成10年度辺りから平成22年度辺りまでは毎年同じような数で推移しておりまして、平成23年度以降、不登校児童・生徒数は増加している傾向にあります。

全国の小学校の不登校児童数は、平成23年度1,000人当たり3.3人、平成28年度1,000人当たり4.7人、令和2年度1,000人当たり10.0人と増加の傾向でございます。また全国の中学校の不登校生徒数は、平成23年度1,000人当たり26.4人、平成28年度1,000人当たり30.1人、令和2年度1,000人当たり40.9人となっております。全国の1,000人当たりの不登校児童・生徒数につきましては、小学生・中学生ともに、今申し上げましたように平成23年度から増加傾向にあります。

垂井町では、全国の1,000人当たりの人数に比べて下回ってはいるものの、小学生では全国と同様に増加傾向、中学生では、年によりまして数の上下がございますが、このところ若干減少の傾向にあります。

2点目の御質問、現状、不登校児童・生徒への個別支援はどのようにしているかについてお

答えいたします。

本町では、不登校の児童・生徒のそれぞれの状況に応じまして、教育の機会を確保するよう取り組んでまいりました。登校しても教室に入ることのできない児童・生徒に対しましては、各学校で相談室等の別室を用意しまして教員や個別支援教育講師、スクール相談員やスクールカウンセラーが支援を行っております。自宅から出ることができても登校できない児童・生徒に対しましては、スクールアドバイザーの面談を通しまして通室が望ましいと判断した場合は、適応指導教室「フリースペースたるい」で学習指導や個別相談等の支援を行っております。

また、自宅から出ることが困難な児童・生徒がいれば、子ども相談センターや子育て推進課等の関係機関と連携を図りますとともに、学校の職員が家庭訪問し、本人や保護者との面談を通じて、支援の在り方について共通理解を図りながら取り組んでおります。

また、不登校の状態にある児童・生徒と保護者の不安や悩みに対しましては、御要望に応じましてスクールアドバイザーなどがカウンセリングを随時行えるよう配慮しているところであります。

議員の御紹介のとおり、学級担任は登校できない児童・生徒との面談、家庭訪問など大変よく努力していただいていると捉えておりますし、さらに現在では、校長を含め学校体制の中で、また関係諸機関と適切に連携しての対応に努めていただいていると捉えております。

3点目の御質問、不登校児童・生徒にリモート授業など積極的支援の考えがあるのかについてお答えいたします。

本町では、登校しても教室に入ることができず相談室等で学習している児童・生徒や、適応指導教室「フリースペースたるい」に通室している児童・生徒、そして自宅から出ることが難しい児童・生徒に対しまして、オンラインでの会議システムを活用しまして既に授業の様子を積極的に配信しております。そのために、通信環境がタブレット端末に対応していない御家庭に対しましては、モバイルルーターをお貸ししております。また、適応指導教室「フリースペースたるい」にも新たにモバイルルーターを設置したところでございます。

今後不登校の状態にある児童・生徒に限らず、どの児童・生徒に対しましても学習に著しい遅れが生じることのないよう配慮をしますとともに、学校と児童・生徒との関係が途絶えることのないよう児童・生徒の状況に応じながら、ICTを活用した学習指導など引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

4点目の御質問、デジタル教育に特化した垂井町の教育を目指す考えがあるのかについてお答えいたします。

不登校の状態になっているかいないかに関わらず、児童・生徒の中には特定の分野に優れた能力を発揮する子供は大変多いと思いますし、将来伸びていきます様々な才能の芽は、どの子どもも必ず持っているものと考えております。そこで、令和4年度の垂井町小・中学校教育指導の方針と重点では、新たに児童・生徒が将来の夢や希望を持てるよう、よさや持ち味、多様な個性や能力を引き出すという項目を入れております。

なお、議員に御紹介いただきました冊子「垂井町の教育」、こちらでございますが、この中に示しております垂井町小・中学校教育の方針と重点は、各小・中学校が自分の学校の教育課程を編成したり、あるいは学校の様々な教育活動の工夫・改善をしたりする際のよりどころとしているものでございます。そうした方針と重点をお示したものでございますので、知・徳・体の全ての領域に関わる内容を掲載しているところであります。

したがって、デジタル時代に対応できる教育の充実を図るとともに、グローバル化に対応できる教育の充実など、言わば今日的な課題への対応も図っておりまして、これからの時代に対応できる教育の充実を図るための方針と重点にしていると考えているところであります。

議員御指摘のデジタル機器を活用しましたICT教育につきましても、これからの垂井町の学校教育では極めて重要な内容でございます。令和3年12月議会で御答弁申し上げましたとおり、1人1台タブレットを積極的に活用し、子供たちの生きる力を育むという立場からプログラミング教育の重要性を認識しております。

そこで現在、ICT活用推進チーム会議で、小学校におけるプログラミング教育のカリキュラムを作成しているところでございます。学年の発達の段階を踏まえまして、中学校までを見通した身につけさせたい情報活用スキルや情報モラル等の具体的な内容を明らかにしたいと考えております。今後もプログラミング教育も大切に、これからの時代に対応できる学校教育を進めてまいり所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） では、ちょっと再質問をさせていただきたいと思っております。

今の現状を踏まえた上で、今後ICTを活用したデジタル教育の充実のためには、専門的ノウハウを持った人材が必要かとも私は考えられるというふうに思っておりますが、その点について現行の体制で十分であるのかどうか、改善が必要ならばどのような改善をしたらいいのか、その点についてお答えをお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） ただいま御質問をいただいた件ですが、令和3年度からタブレットの導入に当たりましてICT支援員を予算化、措置をお認めいただきまして配置をいたしておるところでございます。令和4年度も引き続き配置に努めてまいるところでございますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳理君） それは、例えば1校当たり1人いるのかいないのかとか、小学校で何人なのかとか、その点について、ちょっとお知らせいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

○学校教育課長（藤塚正博君） 再質問にお答えをいたします。

例えば小学校の例で申し上げますと、令和3年度、タブレットを導入した年度におきまして

は年間16回各学校に配置をいたしました。7時間の勤務でございます。本年度はタブレット導入をして運用1年を経過し、少しずつ先生方のほうの体制も整ってまいったということで、年間8回の配置を予定しておるところでございます。

中学校におきましては、令和3年度は1校当たり年間22回、本年度は11回を予定しておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 最後の質問としたいんですが、少なくとも専門的スキルを持った指導ができる人がおらなければ、当然充実した垂井町のデジタル教育がかなうということには、やはり僕はつながらないようにしか思えません。当然、ITビジネスの世界でも生きていくことになるとしても、基礎的な知識というのは、やはりこの小・中学校時代に培われていくものというふうに考えております。その点について、町長、そういった人の人的予算をぜひとも割いていただきたいというふうに思っておるんです。やはりそこまでやらなければ、垂井町がほかの他市町に勝るとも劣らない状況をつくり出すためにもそういった予算を割いていただけたらと思いますけれども、町長のお考えをお示しいただけたら幸いです。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤墳議員の御質問にお答えしたいと思います。

この今回の関連のやつで来年の予算の盛り込みの質問が出るとは想定しておりませんでした。

しかしながら、その必要性については今の教育長が回答しましたとおりでございますし、議員からの御指摘もそのとおりかなという部分はございます。総合的に判断をして、予算づけするかどうかというのはいましばらく検討、時間の必要性を感じておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

さて私は、令和3年12月議会において、不破の滝を含む周辺地域の整備について問うと題し、一般質問をいたしました。今回は、不破の滝の景観について問うと題して質問をいたします。前回質問をしたときには、まさかこんなに早い頻度で不破の滝について質問するとは考えていませんでした。

不破の滝周辺には、夏場になれば、涼を求めて多くの方が訪れます。国定公園は国立公園に準ずる自然の風景地であり、環境大臣が指定し、都道府県が管理することとなっています。しかし現状は、町にしか分かりません。立入禁止をせざるを得ない状況を回避するべく、整備について県のほうへ積極的に働きかけていただきたいとの趣旨の再質問をいたしました。そのとき早野町長は、県の働きかけは、現場の画像なり撮って陳情を申し上げたい。所有者の方が事業計画をなされているが、その内容について、地元の方々にもこれまで長く慕われてきた滝を、地域の力で何とかその所有者の方々との話し合いなりしていただいて、今の景観が保たれるよう

な状況はということも、私、直接地元の方々にも数名の方にお問い合わせをした経緯があるとの回答でした。

その回答をお聞きし、長く慕われてきた滝の景観の大切さを早野町長と共感できたことは何よりも大きな成果でした。さらに、現場の画像などを撮って県に陳情に行かれるとの回答をいただき、本当にうれしく感じました。

とはいえ、その大変さも分かっているつもりです。全てが一足飛びに解決するほどたやすくはないことは承知しています。ただ、県に陳情に行くとその場で即答された勇氣に感銘を受けました。しかし、その結果をすぐに求めることはできません。それほど難題であるからです。

そこで私は、5月の連休に不破の滝に家族と一緒に行きました。遠くからでも美しい滝を一目見たいと思ったことと、現状の確認をしたかったからです。そこで私の目に飛び込んできたのは、私の想像をはるかに超える状況でした。滝に、水力発電に使われると思われる水車のようなものが取り付けられていたのです。これがその写真、画像を引き伸ばしたものになります。これは、令和4年の5月15日日曜日のお昼頃の写真であります。質問に戻ります。

景観の感想は、個人の感覚によるものが多いと思います。しかし、その写真を撮影し、複数の知人に見せたところ、多くの方が驚き、そして衝撃を受けました。

まず私がはっきりさせておきたいのは、この不破の滝で行われている事業に関して、国定公園ではあっても私有地の部分もあると聞いております。そういった側面からも、正当な届出に基づいて事業をされているということであれば、事業者の方の是非を問うものではありません。

しかし、そこで早野町長にどうしても聞かなければならないことが3点あります。

この事業許可は、都道府県が出すものと聞いています。しかし、その窓口が垂井町であることも事実です。窓口が垂井町であるということは、この事業の計画があることを把握していたということになります。この不破の滝は伝説もあり、養老の滝と並ぶ滝です。不破の滝を前にすると、その美しさと力強さに心を打たれます。大きな可能性を秘めた滝であることは間違いありません。この自然の原風景を守りたいと思うのは垂井町民だけではありません。ここを訪れた人々の多くがそう感じられるのではないのでしょうか。

そこで、早野町長にお尋ねします。

この事業の計画が持ち上がったことを知った時点で、不破の滝の景観を守るために、垂井町長として何か働きかけはしていただけたのかをお聞きします。

次に、私が前回、不破の滝について一般質問したのが令和3年の12月になります。そして、今年の5月に不破の滝に行ってみると水車のようなものが取り付けられていたことから、時間尺を遡って鑑みると、私が前回一般質問したときには、この計画はかなり進んでいたのではないかと推測します。その点についてはどうですか。また、計画が進んだ中での御答弁であったとすれば、一方で計画を知りながら、一方でこれまで長く慕われてきた滝の景観の尊さを話される。つじつまが合わないように感じますが、その点についてお尋ねをします。

そして3点目は、現場の画像なり持って県に陳情に行くとおっしゃいましたが、行かれまし

たか。行かれていないなら今後行かれる予定があるか、この3点をお尋ねします。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の不破の滝の景観について問うについて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今回の御質問につきましては、過去に所有者の御理解の下、魅力的なこれまで観光資源として、過去には垂井町といたしましても整備を行った不破の滝について、その所有者の方が自分の所有地で行われた水力発電施設の設置に関して、町長としてどう考えたのかという内容であると、そのように理解をいたしております。

なお、お答えに関しましては個人の情報の関連もございまして、相手方がおられるということと、個人に係ります私有財産に関する案件のことについての議論にもなりますことから、加えて、ケーブルテレビの放映もされるといったこの場において、個別具体的な内容についてはぜひともお答えを控えさせていただきたいということを、冒頭をお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

さて、昨年12月定例会におきまして、議員からは揖斐関ヶ原養老国定公園内にございます不破の滝の周辺と青羅公園の整備につきまして一般質問をいただきました。

その際、不破の滝につきましては、気象や自然環境にも大きく影響されますことから、安全な観光をしていただく観点から非常に厳しいものがあること、加えて、青羅公園につきましては、アフターコロナを見据えてアウトドアに精通した方々の意見も頂戴しながら段階的に整備していきたいと、そのようにお答えさせていただきました。

そのため、それを受けて令和4年度の当初予算におきまして、青羅公園につきましては今後の整備方法を検討していくための予算をお願いし計上いたし、今後検討していく予定をしておるところでございます。

また再質問におきましては、ホームページにおけますところの不破の滝の紹介につきましては、現状とのそごを御指摘いただきました。そのため現在は、周辺につきましては道が悪く落石の可能性がございますことから立入りを御遠慮くださいといった注意喚起を新たに記載させていただいております。

その後の再質問におきましては、県への積極的な働きかけにつきまして御質問をいただきました。その御質問に対しては、現場の画像により申入れを行いたいとお答えをさせていただいております。議員からも御指摘をいただいたとおりでございます。

こちらの案件につきましては、県の自然環境整備計画につきましては計画期間が令和3年度から7年度までとなっております。まだスタートを切ったばかりであるといったような、県の所管からそういった、大変難しいという回答を所管の課長のほうからも回答を得ております。

したがって、そういった回答をうちの所管の課長も出向いて協議をした案件でございますので、私はまだ県には伺っておりませんが、計画更新時期、そのタイミングですけれども、

ぜひともその手前でタイミングを見計らって申入れを行っていきいたいなど、そういうふうに思っておるところでございます。

その際、併せて所有者の方が事業計画をされておりました、そのために景観が保たれるよう地元の方で所有者の方とお話をさせていただきたいということをお数名にお願いしたというお答えもさせていただいております。このお答えからも想像、お分かりになりますように、その時点で今回の水力発電施設につきましては、所有者の方から既に決定事項として、私直接ではございませんけれども、お話を伺っておるところでございます。

しかしながら、所有者がその所有地において行う行為でございますけれども、町に残念ながら特別に権限がない中で、行政が何か直接的に働きかけをするということは大変難しいことでございます。それがために、私が12月のときに御回答を申し上げましたのは、地元の方に何とかその働きかけを行っていただくことで少しでも善処できるようなということを考えたことから、そういったお答えをさせていただいたところでございます。

なお、個人の方が行われる事業に関しましては、冒頭申しましたとおりこの場での発言は差し控えさせていただきますので、この点につきましてはぜひとも御理解賜りたいと、そのように思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、不破の滝につきましては個人の所有物であること、それから、これまで所有者の方の御理解をいただきながら町の観光施設としてPRも行ってまいりました。しかしながら、現在においては、所有者の方は、安全に観光していただくためには大変難しい環境下でございます。いわゆる写真を見せられた内容のとおりでございますけれども、また、その所有者の方の御意向が、これまでは観光ならという思いがあったのではないかというふうに想像されるわけでございますが、違う方向性に向かわれた以上、垂井町といたしましてもこれ以上手段を持ち合わせていないというのが実態、現状でございます。

垂井町の豊かな自然につきましては、町内外に発信するためには大変重要な資源もございますので、その点につきましては議員と考えを同じくするものでございます。垂井町には、先ほど申しましたとおり青羅公園、朝倉運動公園等々身近に豊かな自然もございますので、今後ともその豊かな自然を活用して発信をしていけるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をさせていただきます。

今、町長から種々お答えをいただきましたけれども、正直、全くとといいますか納得がいかない。前回の質問を1問目にわざわざ載せさせていただきましたけれども、たとえ今の地元の説明にしてもあのときのお答えは、本当にいかにも御自分がされたようなお答えであった。何かそれが擦れ違っているなというふうに思いますし、それと現場に私、画像なり持っていったらえらと、町長が直接行ってもらえるのかなという印象を持ってしまったわけです。

それと、個人情報もあるため、なかなかテレビに映っているから言えないよとおっしゃいま

すけれども、私もいろいろと調べさせていただきました。これは言っても問題がない部分であると思っておりますけれども、ここは、単に個人が所有をされているところではないですね。ここはあくまで国定公園、自然公園であります。その自然公園で何かをしようというときには、必ず所定の手続が要るわけです。ここは国定公園特別地域でございますので、最終的な処分権者は県事務所長とありますけれども、そこに至るまで県事務所長が処分権者である書類の提出窓口は、いずれも行為地の市町村である。これは、あくまでもこの自然公園法第20条第3項または第21条第3項、それから岐阜県立自然公園条例第9条第4項、ここにしっかりと規定がされてありますので、個人情報だから、個人の財産だからという話ではなく、先ほど申し上げましたように、町長がこれを知った時点でどこまでそういったことに踏み込まれたのか、もう一度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（富田栄次君） ただいまの再質問の要点ですけど、最後でよろしいわけですか。

もし幾つかあれば要点をまとめていただき、なければ最後のところ……。

○6番（江上聖司君） 最後の、はい、最初にどの時点で知られてそういった働きかけをされたのかということです。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） まず再質問にお答えをしたいと思いますが、12月の時点の御回答のときにこういうことを私、申し上げておるんです。これは所有者の方を配慮してということで、併せて所有者の方が事業を計画されており、そのために景観が保たれるよう地元の方々でお話、所有者の方と少しでも一考していただけないかということをお数名にお願いしたということで、事実、私、数名の方をお願いをいたしました。何とか、江上議員の思いと一緒に思いとどまるようなお話をさせていただいたんですが、非常に回答は難しい話ということでございました。

その前に少し経過経緯をとということでございますが、昨年でございます。いずれも私、直接は面談をいたしておりませんが、まず御本人さんから設置予定の文書が入ってきたということでございます。ところが、その後すぐでございますけれども、ある方からお二方をお連れになられて、ぜひとももうここでやるんだというお話でございました。それ以降、県のほうにも担当の所管が、こんなことをやられるけれどもいいんでしょうかというようなことで協議もさせていただいております。これはもう7月の時点でございましたけれども、もう既に計画が積み上がって県のほうの協議も終わりながらというようなことで、もう決まった内容について、垂井町でやるがそれ以外の調整事項が垂井町として何かあるかというお尋ねで来庁されたというのが事のスタートでございます。去年の。

どうも、業者の方と既に県のほうの許可を取る内容については御了知であったということが推察されるわけでございますが、もう私も手だてとしては、あと地域の人にもう何とか一考してもらえないかと言うことしか残っていないぐらい県の協議もほぼ調った段階で、もうここでこういうことをやるぞということでありました。

仕方なく、何とか地域の人、やっぱり地域に住んでみえた方という私、いきさつも存じ上げ

ておりますので、地域の力を借りることで何とかならないかという思いでそういう行動をしたわけでございます。しかしながら、残念ながらその行為に至らなんだということでございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

質問されたときには少し言葉足らずであったかも分かりませんが、事業計画をされておるといふその言葉の中には、個人の所有に対して表沙汰にできんという、そういう実情がございましたので、何とぞこの場をお借りして御回答に代えさせていただきたいと、そういうふう思っております。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

今私がそう取っただけかもしれないけれども、町長がお知りになったときには、既にもう県が許可を出していたんだというふうには、何となくそう聞こえたんですけども、先ほどその申請の手続のことの「なお」というところがあって、それは事前に各県事務所へ相談することもできます。相談することもできますけれども、これを申請する場合は図面等を添えて市町村の自然公園担当窓口、これはすなわち産業課のことであると思っておりますけれども、そこへ出して、それで県が判断をすると、私はそのように理解をしております。

先ほども申し上げましたように、これは垂井町だけではなく、岐阜県だけではなく、本当にあそこに来る人はもう大切なものであるし、驚いて私が行った後にもいわゆるSNSでこんな感じになっていますよと。ちょっと簡単に紹介させていただきますけれども、着いたら滝に水力発電装置が設置されて雰囲気ぶち壊しでした。これから工事して発電施設造って立入禁止になるのかなという方も見えますし、ほかにも5つほど上がっておりますけれども、どれも非常に残念だなということです。

それで、ここは平成29年から平成34年までの期間ですけど、垂井町観光基本計画、この第3章、町の観光に関する現状整理の中で美濃路の松並木、明神湖と並んでしっかりと不破の滝というふうに入っているようなところであります。その辺も踏まえても、やはり町長、今私は把握をされてよく知らない、担当者にお任せしておったというふうにおっしゃいましたけど、やっぱりこういう町にとって大切なことは、町長がやっぱり直接面談なりされてお決めになることだと思います。いかがでしょうか。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 繰り返しになるかも知れませんが、県事務所にも私ども出向いておりますし、出先の。それから本課、県庁のほうにも担当のほうから行かせております。

しかしながら、いずれもどうも具体的個別には了知しておりませんが、その前にもう業者の方とやっぱり、多分御存じな方なんでしょうね、恐らく。したがって、ゼロからのスタートで垂井町に門をたたかれたんならまだそこで私、出向いて行って直接でもやれるんですが、もう既に県なりのほぼほぼの了知を得られておるといった背景がある中で、担当レベルの方を尋ねてそこで町として、あとは何が残っておるぐらいの確認に来られておるといった、そうい

う流れでございます。県事務所にもうちの所管が出向いておりますし、それから県庁にも改めて、当時建設課でございましたけれども、担当の係長も一緒に出向いておっております。それから本課からも電話が入るなどなど、垂井町から県事務所長へ進達をして、最終的にその流れを申し上げたところでございます。

非常に思いは一緒でございます。私も産業課にもおりましたし、現地にも小さい頃も行ったことがございますが、あの行為が何でなされるかということは、最初に一報が入ったときにはもう江上議員と同じ思いでございました。しかしながら、どうも、繰り返しになりますけれども、業者の方との話合いが、既に県との調整も終わっておるような段階のようなことでございまして、非常に残念でなりません。おまけに、そこまで今建柱をする書類まで、エネルギーを運ぶ電柱ですね、それなりについても、もう中部電力の関連のところと申請がなされておるといふふうに伺っておりますし、観光の側面から今度はエネルギーといったような角度からの調整に恐らく入られたのではないかなと、そういうふうに想定をするわけでございます。

しかしながら、止めるに至らなかったということにつきましては何とぞ御理解をいただくしかないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（富田栄次君） 6番 江上聖司君。

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

重ねて申し上げますけれども、県事務所が先に許可を出されて垂井町へ持ってきたというふうにおっしゃいますけれども、何となくこれを読みますとそんなふうになっておりませんので、やっぱりちょっとそれは納得がまいりません。

もう時間ありませんのでもう終わりますけど、ここは何回も同じことを言います。町民にとっても、ここを訪れる自然を愛する人にとっても、かけがえのない大変重要なものであります。

私はかねがね常任委員会でも地権者に対して購入、あるいは賃貸、そういったことでこの景観、滝を守っていけないかという提案も何回もさせていただいております。それは議事録を見ただけならばはっきりしますけれども、そこにやっぱり踏み込んでほしかったなというふうに思います。

もう時間ありませんので質問は結構ですけれども、今後ほかにもこういったことがないようにはしっかりと考えていただいて、将来的なことを考えていただいて取り組んでいただけたらなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき大きく2点にわたって質問を始めさせていただきます。

まず1点目、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進について。

国の事業、エコスクール・プラス、学校施設のZEB化等の推進。

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けてはさらなる取組が急務であります。公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに学校施設を教材として活用し、児童・生徒の環境教育を行う環境を考慮した学校、エコスクール事業が行われてきました。

この事業は、現在エコスクール・プラスとして文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携・協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、令和4年度からは地域脱炭素ロードマップに基づく脱炭素先行地域などの学校のうちZEB Readyを達成する事業に対し、文部科学省から単価加算措置8%の支援が行われており、平成29年から今まで249校が認定を受けています。

この事業のタイプは、新・増築や大規模な改修のほかに省エネルギー・省資源型として、例えば学校の窓を二重サッシにする等の部分的な事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童・生徒に快適な教育環境を整えることができました。二重窓にして省エネ効果を測定、結果は、夏場で38%、冬場で27%の電力を削減、コストにおいては13年で回収でき、設置後20年で約800万円の導入効果があると試算しています。

また教育的効果としては、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに最新のデジタル技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

さらに想定される教育効果は、SDGsやカーボンニュートラル達成の観点から環境問題、エネルギー問題、温暖化問題を考える上で、実生活の中（身近な教材）での教育は理解が進む。地球環境の問題に現実直面することにより、グローバルな視点を持つきっかけとなる。温暖化対策には、太陽光発電をはじめ多くの対策がある。それを発展的に学んでいくことで科学技術への触発になり、IT人材の育成やDX時代に生きるための勉強になる。エコスクールとしての取組は全国で多種多様な事業が行われており、例えば、自校以外の学校の見学も勉強になるし、交流学习を行うこともできる。

そこで、カーボンニュートラルの達成及びSDGs等の環境教育の充実に向けては、本事業等の活用は非常に有効である。そこで、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的なZEB化事業もしっかりと周知を行い、できるところから取り組む自治体・学校を増やしていくことが大変重要であります。本町としても周知を徹底し、推進すべきではないでしょうか、御所見をお伺いいたします。

続きまして2点目といたしまして、児童・生徒の目の健康についてお伺いいたします。

県内の眼科医の方から、子供たちの視力低下や緑内障の発症などが増加傾向にあることを心

配され、スマホやタブレットの長時間使用の影響を懸念しているとの声をいただきました。

昨年7月28日、2020年度の学校保健統計調査が発表され、裸眼視力が1.0未満の小・中学生の割合が、過去最高値であった2019年度をさらに更新したとのことです。裸眼視力が1.0未満の小学生の割合は37.52%で前年度を3ポイント近く上回り、中学生は0.82ポイント増の58.29%。割合は学年が上がるごとに増え、小1で4人に1人だったのが、小6では約半数になりました。

官房幹部は、デジタル機器が子供たちの周りに当たり前にあるようになり、ここ最近はずっと視力の低下傾向が続いていると心配しています。

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響でオンライン学習が増え、パソコンやタブレット端末、また私生活では、スマートフォンの利用が増えていることが原因の一つと考えられるといいます。

子供の視力が低下している背景には生活環境の変化が大きいと言われており、例えば放課後に外遊びをする機会が減ったこと、テレビやゲーム、スマホ、タブレットの利用時間が増えたこと、寝る時間が遅くなったことなどが大きいとの意見もあります。

そうした中、文部科学省において昨年4月19日、眼科医等の専門医と学校関係者を招き、子供たちの目の健康等に関する今後の対応について意見交換を行う懇談会が開催されました。

懇談会の冒頭、当時の萩生田文部科学大臣は、令和3年度、全国の学校で9,000人規模の大規模な近視について調査を初めて行うことに触れ、子供の視力低下は以前よりその傾向が見られるものの、学校のICT化により一層悪くなることのないよう最新の医学的知見に基づいた対応が極めて重要だと考える。本日の懇談が、この調査結果を踏まえながら子供たちの健康のため新たな知見が得られれば、速やかに学校関係者にお伝えしたいと話されました。

文部科学省は、児童・生徒の近視の実態を把握するための調査事業を行い、今年度中に公表を予定しています。そして、平成26年度に学校においてICTを活用した教育を実施する上で、健康面での留意事項としてまとめた児童・生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブックの改訂を本年度中に行う予定とのことです。

本町においても、タブレット端末を1人に1台配付し、また学習者用のデジタル教科書についても、紙の教科書のよさや役割を踏まえつつ、普及促進を図ることとしています。本町においても文部科学省の動向も見据えながら、適切な対応をお願いしたいと思います。

そこで、教育長にお伺いいたします。

児童・生徒の目の健康についての御認識と今後の取組についてお聞かせください。よろしくお願ひいたします。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 中村議員から2点御質問をいただいておりますが、私からは、中村議員の2つ目の御質問、児童・生徒の目の健康についての認識と今後の取組につきましてお答え

いたします。

1人1台タブレット端末の活用にあたりまして心配したことの 하나가、画面を長時間凝視することなどによる目の健康への影響でございました。

議員からは、2020年度の学校保健統計調査の結果を御紹介いただきましたが、不破郡では、古井会長様はじめ各学校の校医、歯科医の先生方の御協力をいただきながら、不破郡学校保健会としての健康診断等の結果と分析をまとめていただいております。

令和3年度のまとめの中には視力検査の結果も出ておりますので、令和3年度の垂井町の児童・生徒の結果を御紹介申し上げます。参考までに、議員御紹介の数字も改めて紹介したいと思います。

裸眼視力が1.0未満の小学生の割合が37.52%と紹介されましたが、垂井町では34.93%となっております。中学生では58.29%と紹介されましたが、垂井町では55.61%となっております。全国の数値に比べまして2ポイント以上下回ってはいるものの、目の健康の保持増進には大きな課題を感じているところであります。

また、垂井町の結果を男女別に比較してみますと、裸眼視力1.0未満の割合は例年、小・中学校ともに男子に比べて女子の割合が高い傾向があります。特に中学校では、男女とも裸眼視力0.3未満の生徒の割合は4人に1人を超えているという調査結果も出ているところであります。

今申し上げましたような視力の状況でございますので、タブレット端末の活用を推進しますとともに目の健康の保持増進を図っていかねばならないと考えております。

そこで、教室内での大型液晶やタブレット端末の活用にあたりましては、画面が反射して見にくい状況にならないよう置く位置や採光、照明の管理、それと子供たちの机の高さの調整を行うことなど適切な学習環境となるように努めているところでございます。

また、垂井町が貸与しておりますタブレット端末は、インターネットが使用できる時間を機械的に設定しておりまして、小学生では夜8時から翌朝7時まで、中学生は夜9時から翌朝7時までの時間はインターネットが使用できないようにしております。デジタル機器から発するブルーライトは脳を覚醒させてしまうというようなことから、使用時間の制限は子供たちの睡眠の質の向上にも役立つと考えております。さらに昨年度は、文部科学省が作成いたしました端末利用に当たっての児童・生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットと、日本眼科医会、眼科の先生方のお集まりですけれども、日本眼科医会が作成されました子供の目の健康を守るための啓発資料を各小・中学校に送付したところであります。

こうした資料などを活用しまして、学校では養護教諭を中心にしましてタブレット端末を使用する際の姿勢や、画面と目の間の距離を30センチメートル以上離すこと、長時間にわたって継続して端末の画面を注視しないよう30分に1回は20秒以上画面から目を離すことで目を休めることなど、児童・生徒に継続して指導しているところであります。

なお目の健康につきましては、タブレット端末に限らず、議員御指摘のとおりスマートフォ

ンやゲーム機の使い方、さらには学習する際の鉛筆の持ち方と書く姿勢にも影響を受けると考えておりますので、目の健康の観点から正しい鉛筆の持ち方や書く姿勢につきましても各学校、各御家庭でも御指導いただきますようお願い申し上げます。

今後も文部科学省等の動向等に注視しますとともに御家庭にも啓発しまして、家庭と学校と連携して目の健康のための取組ができますよう努めてまいりますので、御理解賜りますようよろしくようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 中村議員の御質問の1点目、環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化の推進につきまして、私からお答えをいたします。

気候変動問題は人類共通の喫緊の課題であり、日本においても二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と森林などによる温室効果ガスの吸収量の均衡が保たれている社会、カーボンニュートラルを2050年までに実現することを目指すとしております。また、誰一人取り残されることのない持続可能な社会を目指すSDGsの17のゴールには、地球環境そのものの課題や地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが数多く含まれております。これからの社会をつくり出す子供たちが、教育により地球環境問題について理解を深め、環境を守るための行動を取ることで持続可能な社会の担い手、つくり手となり、SDGsの達成に大きく貢献することから、環境教育の充実は重要なものとなってまいります。

そのため、小・中学校、高等学校の学習指導要領におきまして、自然環境や資源の有限性の中で持続可能な社会をつくる力が現代的な諸課題に対応して求められる資質、能力として示されているところであり、町内の学校では、総合的な学習の時間などで環境問題を学習したり、また、コミュニティ・スクールの一環として地域の方々に講師をお願いしてカワゲラウオッチングを行ったり、ハリヨ、蛍、モリアオガエルに関する学習などを通して自然環境の大切さを学んだりしてまいりました。また授業では、社会科、理科、技術・家庭科などの教科などで環境について学んでいます。

議員御紹介のエコスクールは、環境負荷の低減に貢献するだけでなくそれを環境教育の教材としても活用でき、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、国から支援を受けることができるものです。

ここで、エコスクールとして認定を受けるための条件として、ZEB Readyの達成が求められています。ZEBとはNet Zero Energy Buildingの略称で、建物の中では多くの人々が活動し、そこでは空調や照明をはじめ様々なエネルギーが使われています。活動する以上、それらのエネルギーを完全にゼロにすることはできません。しかし、省エネによって使うエネルギーを減らし、また創エネによって使うエネルギーをつくることでエネルギーの消費量を正味（Net）でゼロにしたり、ゼロに近づけたりすることができるというエネルギーゼロに向けた取組がZEBの趣旨であると理解をしております。

具体的な手法といたしましては、省エネでは、断熱化、高効率照明、自然換気の導入など、また創エネでは、太陽光・風力・バイオマス発電などの導入などが上げられます。ZEBは、これらの手法によるエネルギー消費量の削減量などに応じて4段階に分かれており、ZEB Readyはその一つでございます。

これらZEB化へ向けた取組は、議員御指摘のとおり環境、エネルギー、地球温暖化などの諸問題を考える上でも重要な取組の一つと考えております。

その一方で、実際に建物のエネルギー消費量をゼロにするためには、大幅な省エネルギーと大幅な創エネルギーを実現するための整備や導入が必要になることも想定をされ、また、本町の学校施設をはじめとした既存の建物においてこのZEB化を実現しよういたしますと、長期の改修工事など新築のケースとは異なる課題や制約も出てまいるといことが想定をされます。

しかしながら、環境問題につきましては学校での教育、また公共施設としての取組が重要であるということは認識いたしておりますので、議員から御指摘をいただきましたとおり、例えば照明のLED化の検討などできるところから取り組んでまいりますとともに、引き続き総合的な学習の時間や地域の方々との活動・交流の中での取組も進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 丁寧な御答弁、ありがとうございました。

学校施設のZEB化等の推進についてであります。平成9年度からエコスクールパイロット・モデル事業として始まっておりました。私が調べた中では、岐阜県下においてはエコスクール・プラスとして認定をされている学校は、本当に数校しかございませんでした。

様々な事業のタイプが示されております。先進事例として、長野県の南相木村という小さな村で児童数62名、6学級の小さな学校であります。導入することによって児童が省エネを視覚から実感し、興味を持ちながら、自ら省エネを実践しようとする行動につながった事例が紹介をされておりました。大きい、小さいは関係ないんだなということを感じて持ちました。

子供たちは、大人以上に環境問題を重視していると感じます。環境教育が世界の環境を守るために自分たちができることを考えたり、学べるチャンスであると期待します。ぜひとも導入の方向で向かっていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

続いての児童・生徒の目の健康についてであります。今年、令和4年の3月に国と県のほうでもICT活用ガイドが更新をされたと伺っております。先ほども説明がございました。

垂井町としては、不破郡の医師会さんをはじめとして保健統計調査なるものをしていただいて、その結果を先ほどお示しがありましたが、1点ちょっと確認したいんですが、要するにタブレット端末活用の広まりを受けまして、目の健康への配慮が必要であるということは、本当に保護者の方ももちろん認識をされているところだと思っておりますが、詳しい内容という、統計調査の結果などそういうことは周知をされたのか、その1点だけ質問させていただきます。

○議長（富田栄次君） 教育長 和田満君。

○教育長（和田 満君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

カーボンニュートラルの実現は2050年でございます。今中学校3年生は43歳、7歳の小学校1年生は35歳、いよいよ社会の中核を担っていく年代になっておりますので、そうした子供たちに日々の生活の中で環境に関心を持ち、身近なことから取り組む環境意識、これを育てることは極めて重要であるというふうに思っています。

先日の相川のごみの収集にも中学生が多数参加してくれました。そうした実際の体験活動も含めながら、子供たちの意識の涵養を図っていききたいということを申し添えます。

再質問いただきました目の健康につきましては、私が申し上げましたのは町全体の傾向をお話ししました。それぞれ各学校は、各学校ごとに目の健康状態について把握しておりますので、養護教諭が発行します保健だより、学校だより等で適宜適切に広報しているものと思っておりますし、これからも継続して行うことの必要性を説いていきたいというふうに思っています。

○議長（富田栄次君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

目の健康についてですが、配慮すべき点を確認、徹底しながら児童・生徒の目の健康を守る取組を今後もよろしく願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） しばらく休憩いたします。再開は13時30分といたします。

午後0時04分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（富田栄次君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 議長の許可をいただきましたので、これより通告に基づき一般質問を開始したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は大きく2点です。

1点目は、アフターコロナを見据えた行政運営について、2点目は、行政職員の働き方改革についてです。

それでは、質問に入ります。

1点目の大きな質問、アフターコロナに向けた行政運営についてですけれども、新型コロナウイルス感染症、以下新型コロナと呼称いたします、この感染拡大による社会情勢の変化、いわゆるコロナ禍が始まってから2年半以上が経過し、岐阜県でも10万人以上の新型コロナ感染者が確認されました。今なお、感染によって体調不良や後遺症に悩まれている方々にお見舞いを申し上げますとともに、新型コロナに感染し亡くなった方々に対して深く哀悼の意を表します。

さて、垂井町においては、6月1日現在、1,136人の新型コロナ感染者が確認された一方、町内の2回目のワクチン接種率は、5月24日時点で86%を記録しており、70%で集団免疫が獲得できるとされている数値を上回っている状況です。

5月のゴールデンウィークには、政府による行動規制がかけられず、3年ぶりに自由に行動できる大型連休となりました。6月からは、外国人観光客の受入れ再開も決定し、社会全体で新たな生活様式、いわゆるアフターコロナに向けた動きが見られています。

5月23日に政府が改定した新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針では、マスク着用の基準を屋内において、他者と身体的距離2メートル以上目安が取れない場合、屋内において、他者と距離が取れるが会話を行う場合、屋外において、他者と距離が取れず会話を行う場合としています。また、屋内において、他者と身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ありません。屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離が取れない場合であっても会話をほとんど行えない場合はマスクの着用は必要ありません。特に、夏場については熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨しますと、マスクを外すことを推奨する文言も記載されています。

今お話ししたところが少し言葉だけだと分かりづらいですので、このように図にまとめてみました。

距離を保てるかどうかというところですね。保てる保てない場合と、あとは会話を行うか行わないかというところの大きく8つの軸でマスクの着用の推奨をするか、マスク着用の必要がないかということを示されています。

さらには、乳幼児、これは小学校に上がる前の年齢の子供たちのマスクの着用については注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されません。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離に関わらずマスク着用を一律には推奨しませんと記載されていることから、特に夏場の熱中症予防を念頭に置いて子供たちのマスク着用に対する方針も併せて記載されています。

垂井町においても、5月31日付で垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が改定され、国の動向を踏まえ、マスクの着用については国の基本的対処方針に沿って、人との距離2メートル以上や会話の有無により、めり張りをつけての着用を推奨しますと記載されています。しかしながら、この2年半の間で定着したマスク着用という習慣から急激に方向転換をするのは容易ではありません。だからこそ、行政が率先して政府の新たな対処方針を周知し、マスクを外してもよいとされる状況で安心してマスクを外せるように啓発すべきだと考えています。

そこで、1点目の質問として、垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の改定の内容を周知し、マスクを外してもよい状況で安心してマスクを外すことができるよう、どのように周知啓発を行っていくつもりかをお伺いします。

また、2点目の質問として、学校や保育施設といった子供たちの集まる環境でのマスク着用に関する方針はどのようになっているかをお伺いいたします。

そして、3点目の質問として、垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針はいつ頃まで続ける御予定かをお伺いいたします。

例えば、国や県がコロナ終息宣言のような宣言を出したタイミングに準じて垂井町でも終息とするのか、もしくは垂井町独自の基準をつくり、基準を満たしたら終息宣言をしますという何らかの基準を設けるのでしょうか。垂井町でも様々な行事が再開されていますが、明確に状況が変わったという発信はありません。垂井町として、どのタイミングをもってコロナ禍は終息したと認識をするのかをお伺いいたします。

大きな2点目の質問は、行政職員の働き方改革についてです。

社会課題が複雑化する中で、行政職員に求められる役割は増える一方です。垂井町においても平成31年度に子育て推進課が新設され、令和4年度には都市計画課が設置されました。新たな部署を設置し、よりきめ細かく政策を実施することは歓迎すべき傾向である一方、部署が増えても職員数は横ばいであり、1人当たりの業務量の増加が懸念されます。

自治体の職員数をはかる一つの指標として、職員1人当たりでどれだけの住民をカバーしているかが上げられます。

そこで、今回の一般質問を行うに当たって、西濃地方の町の役場職員1人当たりの住民数を調査してみました。

これがこちらになります。

例えば、垂井町ですと人口が2万6,320人で職員数が205人、職員1人当たりの人口としては128人となります。例えば、お隣関ヶ原町であれば、職員1人当たりで住民は81人、養老町であれば、職員1人当たり101名という形で、どれだけの職員数で住民さんをカバーしているかということがこのように表にすることができます。これを一つの基準として見ていければというふうに思っております。

さて、垂井町定員適正化計画によると、令和2年度の職員数は205名で、計画の中の最適な人員数が215名であることから、計画と比較すると10名の不足となっております。平成28年にはこれが20名不足していた状況ですので、ここから見ると状況が改善されていますが、それでも10名の不足が生じており、慢性的に人員が不足している中で職員が勤務していることとなります。

そこで、まず1点目の質問として、この10名の不足を埋めるに当たって、垂井町定員適正化計画に記載されている課題の一つである想定外の早期退職をどのように防止すべきとお考えかをお伺いします。

また、2点目の質問として、同計画では時間外勤務の増加による職員の疲弊、ワーク・ライフ・バランスの確保なども課題としていますが、具体的にこの課題を解決するためにどのような取組を実施しているのかをお伺いいたします。

そして、3点目の質問は、男性職員の育児休業の取得率についてです。

これは少し御説明を申し上げますけれども、厚生労働省の調査によると、男性の育児休業、

これを以下育休と呼びますけれども、これは平成17年の取得率が0.5%でしたけれども、平成27年には2.65%に上昇、ここから取得率が上昇し、平成30年には6.16%、令和元年には7.48%、そして令和2年には12.65%と、この一、二年で取得率が大幅に上昇しています。これは、令和4年4月1日から、育児・介護休業法改正に伴い創設された男性育児休業に代表されるように、男性も育児に参画することが義務づけられるほど子育てに対する考え方が変化しており、企業や子育て世代の男性の意識が変化したことが考えられます。

今後より男性の育休取得が当たり前になっていく中で、育休が取れない職場環境を若者が支持するとは考えにくい状況です。これを踏まえて、現状の垂井町の男性職員の育休取得率を御教示ください。

以上、大きく2点のテーマについてお伺いをいたしました。御回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、太田議員の1つ目の御質問、アフターコロナを見据えた行政運営についての中で、町対策本部を所管する立場からお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の改定によるマスク着用の方針の周知啓発についてでございます。

議員おっしゃるとおり、先月改定されました国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、屋内・屋外のマスクの新たな着用基準が示され、現在様々な媒体を通じて周知がなされておるところでございます。

岐阜県におきましても、ウイズコロナ総合対策の実施についての中で国の基本方針に基づいたマスクの着用基準が示されており、また垂井町といたしましても、国・県と同様の内容を町の基本方針に盛り込み、町民の皆さんにお知らせをしているところでございます。

今後は町の広報紙への掲載や公共施設利用者への周知、また各種業界において定める業種別ガイドラインなどによっても新たなマスク着用の方針が広く浸透していくものと考えております。

一方で、町民の皆さんそれぞれにマスク着用のお考えをお持ちであることから、今回のような着用方法についての急激な転換は困惑されることが予想されます。引き続き基本的な感染対策の一つとしてのマスクの着用の必要性をお示しするとともに、マスクを着ける人、外す人、それぞれの思い、考えにも十分に配慮し、また経済社会活動の正常化も視野に入れながら、着ける外すのめり張りのある推奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、3つ目の町の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針は、いつ頃まで続けるのかについてでございます。

垂井町の基本方針は、町の感染状況、また国の基本的対処方針や県の対策が示されたタイミングで感染症の拡大防止を図るとともに、町民の皆さんに分かりやすくお示しするため、令和

2年2月27日に最初となる町の基本方針を策定してから本年5月31日まで、38回にわたり県の対策に沿った形での改定を行ってまいりました。今後もこうした視点から、町の基本方針の策定につきましては継続して行ってまいりたいと考えております。

なお、町としての新型コロナウイルス感染症の終息宣言につきましては、新規陽性者数、病床使用率、重症者数、陽性率などの感染状況をもって一市町村でその判断をすることは難しいものと考えますことから、これまでどおり、国や県の方針を基にそのタイミングを見計らってまいりたいと考えております。

現在の感染状況は、県下において重症化されている方はいないものの、依然下げ止まりがないうまま減少と増加を繰り返していることから、引き続き国・県・町が一体となって感染対策に取り組むとともに、直近の基本方針で示します重症化リスクが高い高齢者などに重点化した体制整備と通常の医療の維持を最優先しながら社会経済活動とのバランスを図った県の対策にも参画し、オール垂井での体制で感染症対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 太田議員の1つ目の御質問、アフターコロナを見据えた行政運営についてのうち、2点目の学校や保育施設のマスク着用の方針はどのようになっているのかにつきましてお答えいたします。

議員御紹介のとおり、政府は5月23日付で新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針などを示した新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更し、これを受けて、文部科学省は、5月24日付で事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を発出し、この中で特にこれから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童・生徒等のマスクの着用について改めて留意すべき点が明記されました。

このことを踏まえ、岐阜県教育委員会は、5月30日に新型コロナウイルス感染症防止対策を踏まえた学校運営についてを更新し、この中で学校生活におけるマスク着用の考え方といたしまして、マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であり、人との距離や会話の有無によりめり張りをつけて着用する。マスクを着用できればより安全であるが、外すことも賢く行うとし、またマスクの着用が不要な場面及びそれに際した留意事項といたしまして、例えば体育においては屋外の運動場に限らずプールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際にはマスクの着用は必要ない。その際、地域の感染状況等を踏まえつつ児童・生徒の間隔を十分に確保する。屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。小まめに換気を行う等に留意すること。また、部活動においては、体育の授業に準じつつ近距離で組み合ったり、接触したりする運動をはじめ、活動の実施に当たっては各競技団体等が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。また、特に活動の実施中以外の練習場所、部室、更衣室等の共有エリアの利用時、大会等の参加に当たっては、大会中はもとより会場への移動などの場面にお

いてはマスクの着用を含めた感染対策を徹底することなどが、登下校においては、気温、湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においては、登下校時にマスクを外すよう指導するなど熱中症対策を優先すること。特に、小学生など自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい児童・生徒には、登下校時には屋外でマスクを外すよう積極的に声をかけるなど適宜指導すること。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導することなどが明記されました。

町教育委員会といたしましては、これらの内容を夏季における学校生活でのマスク着用に関する方針と捉え、体育の授業、部活動、登下校などの場面に応じて、気温、湿度や暑さ指数に応じて熱中症対策を優先し、特に小学校低学年の児童にはマスクを外すような声かけも含めて進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 太田議員の御質問、アフターコロナを見据えた行政運営についてのうち、2つ目の学校や保育施設でのマスク着用の方針はどのようになっているかについて、子育て推進課所管の保育施設に関しましてお答えします。

当町のこども園では、令和2年12月以降、3歳以上児に対してマスクの着用をお願いしていますが、着用を無理強いするものではありません。

また、夏場は熱中症対策を優先し、走ったりすることがなくても屋外に出るときには、基本的にマスクを外すように声かけをし、園舎内でも状況に応じて園児のマスクを外すなど、柔軟な対応をしてまいりました。

先般、マスク着用について国の方針が示されたところですが、基本的な感染症対策としてのマスクの位置づけは変更されておりません。したがって、陽性者が判明した場合、濃厚接触者を特定する際にはマスク着用の有無が判断基準の一つとされます。園児が濃厚接触者に特定されると、検査結果が陰性であっても必然的に自宅待機の期間が長くなります。これはつまり園児を家庭で保育することになる保護者も同じ期間仕事を休んでいただくことにつながります。

こども園においては、陽性者が判明した場合の影響など、保育所としての役割も認識し、安心してお子さんを預けていただけるよう園の運営をしたいと考えます。

マスクにつきましてはこれまでと同様に、お子さん個々の発達の状況や体調を踏まえ、着用を一律には求めませんが、地域や園内での感染状況などを踏まえて判断していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

〔総務課長 藤塚康孝君登壇〕

○総務課長（藤塚康孝君） 太田議員の2つ目の御質問、行政職員の働き方改革についてのうち、1点目の想定外の早期退職をどのように防止すべきと考えているかについてお答えさせていただきます。

初めに、人口と職員数の関係性についてでございますが、自治体によっては職員数に消防職員が含まれていたり、公立こども園の規模や数によって必要な職員が変動したりしますので、職員数当たりの人口によって職員配置の適正性をはかることは難しいと思いますが、今後の参考にさせていただきます。

職員の定員管理につきましては、令和3年度に策定しました第4次垂井町定員適正化計画に基づき定員管理に努めていますが、近年想定外の早期退職もあり、計画人数よりも少ない現状となっています。想定外の早期退職につきましては、様々な退職理由がありますので防止することは困難であると思われませんが、職員の退職等の意向は例年7月頃に調査を実施しています。仕事が合わない、職場の人間関係で悩んでいる、キャリアアップしたいなどの理由で早期退職を希望する職員につきましては、ふだんからの活発なコミュニケーションや職員の能力、適性に合ったモチベーションの向上にもつながる人員配置、ストレスチェックなどを活用した負荷の把握などを通して職場環境を改善し、ある程度の早期退職を防止できることもあるかと思えます。

しかしながら、意向調査以降に家庭の事情などによりまして急な退職を余儀なくされる職員がいることも事実であり、それらを予想、防止することは困難であると考えます。過去にも想定外の依願退職者が発生し、定員に大幅な欠員があった場合は、12月から2月頃にかけて経験者採用試験を実施し、職員を確保してきました。今後、急な退職により定員に大幅な欠員があった場合は、年度途中の職員採用も視野に入りたいと思います。想定外の早期退職につきましては職員の採用計画にも影響がありますので、解決策につきましてはできる限り検討していきたいと思えます。

次に、2点目の時間外勤務の増加による職員の疲弊、ワーク・ライフ・バランスの確保についてでございますが、長時間労働の是正につきましては、毎年課長会議で適切な勤務管理による長時間労働の削減、職員の健康被害の防止、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めるよう周知徹底しております。

具体的には、時間外勤務の抑制の取組といたしましては、毎週水曜日のほか県が定める早く家庭に帰る日である毎月8のつく日をノー残業デーとし、定時退庁に取り組んでいるほか、休暇取得計画表を利用した計画的な有給休暇の取得を呼びかけています。また、原則16時以降の会議等の禁止、会議等は17時まで、打合せは立って行うなどの事務の効率化や職員の意識改革も呼びかけています。ワーク・ライフ・バランスを推進することは、職場を一層活性化させ、職員の労働生産性が向上し、ひいては住民の満足度の向上にもつながるものと認識をしています。

また、長時間労働を是正し、仕事と生活を両立できる職場を構築していくことは、優秀な人材確保にもつながり、本町が将来にわたって持続可能な町であり続けることにもつながっていくと考えます。今後も職員がその能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進を行ってまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、3点目の男性行政職員の育児休業の取得率についてでございますが、令和3年度の育児休業取得率はゼロ%であり、今日まで育児休業を取得した男性職員はいませんでした。今年度につきましては取得予定の男性職員は1名おり、現在、そのほかにも複数の男性職員から育児休業の取得について相談を受けているところでございます。男性の育児休業は、積極的に子育てに参加したいという男性職員の希望を実現するとともに、働き方改革にもつながることでもありますので、組織としても推進すべきことと認識をしております。

また、男性職員に子供が生まれたときには、健康保険証などの扶養の手続と併せて、育児休業はもちろん育児参加や配偶者出産などの特別休暇の案内もしています。育児休業の取得に当たり、担当業務の引継ぎなどの対応は不可欠ですので、取得の際は育児休業の取得計画などを作成し、育児休業を取得する職員も引き継ぐ職員も安心できるような環境整備に努めたいと思います。

また、今後は育児を支援する上司、通称イクボスの育成にも力を入れ、組織全体で職員の子育てを応援していきたいと考えています。

今年度10月からは、育児・介護休業法の改正により、産後パパ育休や育児休業の分割取得も施行されます。今後も男性、女性問わず育児休業が取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 1番 太田佳祐君。

○1番（太田佳祐君） 回答ありがとうございました。

時間もないので、1点だけ、最初の設問のところでお伺いしたいんですけども、めり張りのある着用ということが複数出てきておって、それは当然よいことだと思っておりますけれども、公共施設の中で、この施設、例えば図書館でしゃべらない状態であれば外してもいいですよとか、体育館で会話をする場合は着用していただきみたいな施設ごとにそういっためり張りを持った着脱ができるように啓発することが可能かどうかを1点御回答いただきたいなと思います。

○議長（富田栄次君） 生涯学習課長 川瀬桂一郎君。

○生涯学習課長（川瀬桂一郎君） 太田議員からの各施設におきますマスク着用についての御質問でございますが、今例に挙げていただきました図書館、垂井町でいいますとタレイピアセンターでございますが、こちらにつきましては、今現在、基本的に来館される際はマスクの着用をお願いしております。こちらにつきましては、議員御説明の中にもありましたとおり、屋内において他者と身体的距離2メートル以上が取れて会話をほとんど行わない場合ということでございますが、図書閲覧席につきましては座席の間隔が2メートル以上取れるという状況ではないために、現在タレイピアセンター内はマスクを着けていただくようお願いをしております。

あと運動施設、朝倉運動公園とか、そういったところでございますが、そちらにつきましては、各利用団体、競技によりましていろんな利用のされ方をします。こちらにつきましては、

先ほどありましたが、めり張りをつけたマスクの着脱というところと併せまして、各競技団体が示しております方針・指針に基づいて活動していただくようにということでお願いをしております。以上でございます。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 角田寛でございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問の内容につきましては、市街化調整区域におけるまちづくりの今後の計画についてでございます。

少子高齢化社会が全国的な課題となっており、垂井町におきましても例外ではなく、町内の地域別高齢者の割合では、令和2年度調べで特に岩手地区で40.3%、次に栗原地区の35.7%と高く、逆に年少人口はそれぞれ9.2%、11.5%と低くなっております。まさに両地区におきまして少子高齢化が進んでいるところであります。

また、人口減少も同時に進んでおり、垂井町においては、令和2年度、約2万6,400人ございまして、10年前の平成22年におきましては約2万8,600人の約92%となっております。特に岩手地区におきましては、令和2年度調べで10年前の約85%、栗原地区では92%となっております。

そこで、まず第1点目ですけれども、栗原・岩手両地区とも市街化調整区域であり、特に新たな住宅建築が難しく、人口減少が進んでおります。さらに、高齢化により空き家が増加しているところかと思いますが、ここ10年来の空き家の状況はどのようになっているのか伺います。

また、垂井町におきましては、こうした状況に鑑み、空き家対策として移住定住促進住宅リフォーム事業や住宅の購入に対して移住促進住宅取得費補助事業によって移住定住を進められているところであります。そこで2点目でございますが、ここ10年来のこれらの利用状況はどのようになっているのか、また特に栗原・岩手両地区ではどのような状況にあるのか伺います。

次に、栗原地区におきましては、現在、農地の基盤整備事業が進められており、主要な工事が本年をもってほぼ完了するところでございます。

本事業におきましては、圃場の大区画化による農業の効率化が進んでおり、営農組織の強化が図られております。また、本事業の最大のメリットは農用地以外の土地活用が創出できたということで、工場誘致が可能となったことであります。このことにより、農地の保全と同時に工場誘致による働く場の確保につながっているところであります。

一方、栗原地区では、大垣都市計画区域の市街化調整区域となっており、建築物の制限が厳しく自由な土地利用が困難な状況にあります。

現在、町では市街化調整区域におけるまちづくりにつきまして地区の計画を進められているところであり、まさに栗原地区におきましては、保全すべき農用地の基盤整備が完了している今、特に集落周辺の今後の土地利用について考えるべきときと考えております。

そこで、今回の調整区域におけるまちづくりの地区計画について、今後どのように進められるのか、またこの計画はどのようなものなのかということでお伺いをいたします。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の2点目の今後の地区計画の予定について、私のほうから御回答を申し上げたいと思います。

市街化調整区域におけるまちづくりにつきましては、令和3年の3月に改定をいたしました垂井町の都市計画マスタープランの重点戦略の一つに、市街化調整区域での地域コミュニティ維持のための対策を位置づけさせていただきました。

議員御指摘の特に人口の減少が著しい栗原・岩手地区におきまして、今年度からその具体的な取組をスタートしたところでございます。

都市計画マスタープランの見直しに伴いまして実施いたしましたワークショップでは、地域の皆様方からも市街化調整区域での規制が厳しくて家が建たないことが人口減少の要因の一つではないかと厳しい御意見もいただきました。

垂井町といたしましては、県の担当部局とこれまでも協議を重ね、町外からの新規居住者の受入れを可能といたします都市計画法第34条第1項第10号に規定する地区計画策定の手法を用いることで、この課題に取り組むことといたしたところでございます。

この地区計画につきましては、既存集落活性化型の地区計画でございまして、その区域内で許容された建物であれば両地域ともに、それ以外の方でも土地を購入して家を建てることが可能となるものでございます。この活性化の地区計画につきましては、実は岐阜県内では事例もございませんで、岐阜県内初の試みと相なるところでございます。したがって、策定するためには、栗原・岩手地区の皆様方とその区域の指定範囲の決定でありますとか、土地利用に係りますルールづくりなどをしていただく必要がございます。そのため、地区計画につきましては、地区レベルのまちづくりとも一方と言われておりまして、地域の20年、30年先の将来を見据え、どのような地域にしていきたいのかを思い描くことが大変重要ともされておるところでございます。地域の方お一人お一人が自分事の意識を持っていただき、地域と行政が一体となって、まさに協働によるまちづくりを進めていかなければならないと思っております。

今年度は、栗原・岩手地域全世帯を対象にいたしましたアンケート調査も実施をいたす予定でございまして、併せまして地域の現状、課題の洗い出しを再度行いますとともに、地域の様々な課題に対するまちづくり勉強会をも予定をさせていただいております。

この計画の策定につきましては、指定する区域内の地権者の同意も必要でございまして、その進捗状況にもよりますが、おおむね1年程度の時間がかかるかなというふうに考えております。その後、垂井町へ今度は地区計画の案を提出していただきまして、その案に基づき今度は岐阜県とも協議をしなければなりません。加えて、垂井町の都市計画審議会の議を経る中で、

最終的には都市計画の決定までにはおおむね1年程度の時間がかかると予測しております。これらを段階的に進めてまいりますと、トータルでは最短でも3年近くはかかるんじゃないかなというふうに今のところ考えております。

いずれにいたしましても、町民の地域の皆様と一体となって取組を進めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（富田栄次君） 企画調整課長 小川裕司君。

〔企画調整課長 小川裕司君登壇〕

○企画調整課長（小川裕司君） 私からは、角田議員の御質問のうち、1つ目の空き家状況と移住定住対策についてお答えさせていただきます。

町では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年度において、初めて垂井町の空き家の実態について調査を行いました。この調査を行った背景には、増加する空き家の不適切な管理等についての問合せ、苦情が増加する中で、放置された空き家による住民の安全・安心な暮らしへの影響、また魅了するまちづくりの観点からも空き家の適切な管理を促し、空き家の発生を抑制するとともに、空き家を地域資源と捉え、総合的に対応していくために行ったものでございます。調査の結果、垂井町内での空き家の件数は400件、うちお尋ねのありました栗原地区は21件、岩手地区は63件で、町内7地区のうち垂井地区が一番空き家の件数が多く、103件ございました。

議員が心配されます高齢化と空き家についての相関については、調査結果のサンプル数が少ないこともあり強い関係性は見られなかったものの、空き家等の状況を地図上に示しますと、住宅密集地において空き家率が高いこと、また中山間地域においても高い傾向を示していることが分かっております。

次に、企画調整課が取り組む空き家対策でございますが、本課では、空き家バンクと老朽危険空き家の除去補助事業を行っております。空き家バンクにつきましては、平成30年度から開始し、現在まで4件の登録がありました。そのうち1件は取下げの申出がありました。残り2件は売買が成立しております。2件とも岩手地区内の物件でございます。

また、老朽危険空き家の除却補助事業につきましては、令和3年度から開始し、これまで垂井地区で2件、表佐地区で1件の除却補助を行ったところでございます。

今年度、企画調整課では、空家等対策計画の見直しのため、2度目の実態調査を予定しております。前回調査の結果とも比較しながら垂井町の現状を把握し、今後の空き家対策に取り組み、併せまして移住定住対策にもつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 産業課長 小竹武志君。

〔産業課長 小竹武志君登壇〕

○産業課長（小竹武志君） 私からは、角田議員の1つ目の御質問、空き家状況と移住定住対策

についてのうち、移住定住促進住宅リフォーム事業と移住促進住宅取得費補助事業のここ10年間の利用状況と特に栗原・岩手地区の利用状況についてお答えをさせていただきます。

垂井町移住定住促進住宅リフォーム事業補助金につきましては、平成25年度から垂井町住宅リフォーム促進事業補助金としてスタートし、平成29年度からは名称を変更し、対象に空き家や移住者を加え、事業を行っております。

本年度で10年目を迎えることから、5月31日時点での件数をお答えさせていただきます。

総数としましては911件で、うち栗原地区につきましては39件、岩手地区につきましては89件の御利用をいただいております。

続きまして、垂井町移住促進住宅取得費補助金につきましては、令和2年度からスタートしており、今年度で3年目を迎えます。5月31日時点での総数としましては45件で、うち栗原地区につきましてはゼロ件、岩手地区につきましては1件の御利用をいただいております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（富田栄次君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 答弁ありがとうございます。

特に移住定住、なかなかと進んでいないのかなという状況でございます。これからも特にそういう活用が進むような外部へのPR等を進めていただいて、大いに移住定住が促進されるような方策へ持って行っていただければというふうに思っております。

また、先ほど町長のほうからもございましたけれども、地区計画が今後進められていくということで、ぜひ早急にこの調整区域の活性化につながるよう進めていただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、各地域での意見をまとめながら進めなければならないということですので、そうしたことを基に計画を進められて、一刻も早くその成果が上がるような、結果に結びつくようよろしくお願いいたしますと思います。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富田栄次君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時20分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 藤 埴 理

会議録署名議員 江 上 聖 司